

官報

昭和五十七年五月十二日

第九十六回 参議院會議録第十七号

昭和五十七年五月十二日(水曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十七号

昭和五十七年五月十二日

午前十時開議

第一 投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

昭和五十七年五月十二日 参議院會議録第十七号

第八 放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第九 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一〇 農用地開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、鉄道建設審議会委員の選挙
一、道路運送車両法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(徳永正利君) これより會議を開きます。

この際、来る十五日に任期満了となる鉄道建設審議会委員一名の選挙を行います。

○藤原房雄君 鉄道建設審議会委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○堀内俊夫君 私は、ただいまの藤原君の動議に賛成いたします。

○議長(徳永正利君) 藤原君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。よって、議長は、鉄道建設審議会委員に田代富士男君を指名いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) この際、日程に追加して、道路運送車両法の一部を改正する法律案について

て、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。小坂運輸大臣。

〔国務大臣小坂徳三郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(小坂徳三郎君) 道路運送車両法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

今日、自動車は国民各層に普及し、国民生活に欠くことのできないものとなっておりますが、最近における自動車技術の進歩、使用形態の変化等に伴い、自動車の安全と公害の問題をめぐり少なからぬ状況の変化が生じており、他方、自動車整備の適正化に対する社会的な要請も高まっております。

このような状況に対応して、昨年十月と本年一月に新しい時代に即応した検査整備制度のあり方等について運輸技術審議会から答申が提出されたとともに、本年二月臨時行政調査会からも同趣旨の答申が提出されるに至っております。

本法は、これらの答申の趣旨を踏まえ、検査整備制度の改善及び自動車分解整備事業者による整備の適正な実施を図るため、これを提出することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、自家用乗用自動車について、初めて自動車検査証の交付を受ける場合の当該検査証の有効期間を現行の二年から三年に延長することとしております。

第二に、自家用乗用自動車であって、初めて自動車検査証の交付を受けた後継続して使用されているものについては、最初に行うべき定期点検を行うことを要しないこととしております。

第三に、定期点検の履行を確保するため、運輸大臣が自動車の点検及び整備に関する手引きを作成公表するとともに、定期点検を行っていない自動車について、陸運局長が点検を指示することができるとする等所要の規定を整備することとしております。

第四に、自動車分解整備事業者が遵守すべき事項に関する規定等自動車整備事業者の業務運営の適正化を図るための規定を整備することとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(徳永正利君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。広田幸一君。

〔広田幸一君登壇、拍手〕

○広田幸一君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案のありました道路運送車両法の一部改正案について、鈴木総理並びに関係各大臣に質問を行おうとするものであります。

自家用乗用車の検査期間を延長するなどの問題が、ユーザーはもちろん国民の間に非常に関心が高まってきたのは、一昨年十一月、中曾根行政官庁長官が行政の簡素化と国民の負担軽減のため車検制度の見直しの必要性を提言して以来のことです。

わが国の自動車の技術はどの国よりも抜群に発達し、性能は非常によくなり、道路も質的に改良されてきたのに、昭和二十六年に車検制度ができ、三十七年に点検整備が導入されて以来二十年以上もたっているのに、この間制度の内容はほとんど改革されることなく今日に至りました。使用者も多様化し、これだけ自動車を取り巻く環境が大きく変化してきたのに、検査制度や点検整備のやり方、点検項目など、ほとんどそのままに情性的に進められてきたため、使用者は行政と整備業界に少なからぬ不信感を抱いておられたに、よけいに関心を強める結果になったと思えます。その意味では中曾根長官の提言も遅きに失した感なしとしないのであります。

自來一年半、関係機関の検討を経てここに改正の内容が提案されたのでありますが、法案作成の経過を見ますと、果たして国民のいままで懸念してきたことが解消されるであろうか、非常に疑問を持たざるを得ないのであります。

言うまでもなく、車検制度の目的は、車の安全維持と公害防止のため常に車の性能を整備してお

くことでありますが、法制定以来の自動車整備を見ますと、技術の進歩に対応し、特にユーザーが車を持ちやすく、使いやすくできるような環境づくりとにだけ創意工夫をしてきたであろうか疑問であります。

運輸技術審議会も昨年十月の中間答申で、整備業界のユーザーに対するサービスの欠如をかなり厳しく指摘しておるのであります。それにもかかわらず、業界側は今回の制度改正作業の過程において、車検期間の延長、点検の廃止などに終始反対の立場を主張してまいりました。反対の理由は、改正案が通ると業務量が減少、業界は相当な打撃を受け、死活の問題として非常な危機感を持つておられることとあります。全国には整備工場が大小合わせて七万七千八百九十あり、そのうち従業員五人以下の零細なものが全体の七〇%を占め、特に最近競争が激しく、経営は悪く、老齢化が進み、資金も低く、恵まれない環境に置かれておられることは私もよく承知しておるところであります。

問題は、整備業界がなぜこのような環境に置かれてきたであろうかということとあります。企業育成のための融資制度もあり、経営の合理化のため協業化、共同化への道も開かれておるのに、その効果が十分上がっていない理由は一体何であらうか、業界を指導すべき立場にある運輸省の施策に不十分さがあつたと言わざるを得ないのであります。

法律によって期限が来ればユーザーは必ず車を持つてくる、そうした安易に法定点検整備に依存し、みずから効率的な事業運営に取り組む努力に欠ける面が行政と業界側にあつたのではないだろうか。そのことが逆に、ユーザーが行政と業界に對し不信感を増大する結果になつたとも思ふのであります。言うまでもなく、車を持つ者とこれを整備する者との信頼関係があつてこそ車の安全維持が保たれるのであります。後段でただすことにいたしておりますが、業界の業務量の落ち込み

を過料制度の導入によって穴埋めするという手法では、業界の安定的経営を維持することはできないと思ふのでありますが、間違ひでありませうか。

私は、以上幾つかの問題を指摘してまいりましたが、本法改正によって、二千四百万人もいると言われるユーザーが安心して任せられる自動車整備行政を進めることができる確信があまりありませんか。以上指摘してきたことを含め、運輸大臣の所見を承つておく次第であります。

あわせて、中小企業対策を担当する通産省に、正倒的に中小企業者が多い整備業界の実情をどのように把握されているのか。また、整備業界の近代化をどのように進めていくのか、この際総理大臣に伺つておく次第であります。

さて、問題になつておるのは、ユーザーが定期点検を怠つた場合、十万円以下の過料に処せられるというところを規定した点であります。臨時行政調査会は、このことに対していち早く、点検整備は個人の責任に基づくものであることを答申したのであつて、たとえ秩序前といえども、答申の趣旨からしてきつめて遺憾であるという異例の抗議声明を發しておるのであります。そもそも運輸技術審議会また臨時行政調査会の答申になかつた事項が、法案をまとめる段階で突然導入されただけに、奇異の感を抱かざるを得ないのであります。

今度の改正で注目すべき点は、車の点検整備はユーザーが自発的に責任を持つて行うべきものとしておられる点であります。六月定期点検もユーザーができるようになり、点検項目も大幅に削減されて点検がしやすくなり、また車検もユーザー自身が検査場に持ち込みやすくなるようになっておるのであります。要するに、自動車の整備はユーザー自身が責任を持つことが強く規定されておるのであります。それであるのに過料制度が導入されるということは、この精神に逆行するものではないかと言わざるを得ないのであります。

これに對して運輸省は、現行でも定期点検の実施は義務づけられているが、実施率は五〇%程度で、これを引き上げる必要があると主張しておるのであります。ちなみに、警察庁の資料によると、交通事故で車両の原因によるものは、昭和五十五年で〇・〇七六%であります。いわゆるゼ口に近い数字であります。しかも年々減少の傾向をたどつておるのであります。こうした実態を考へますときに、前段でも指摘しましたが、検査期間の延長によって生ずる車両整備業界の業務量の落ち込みを食い止める手段として、過料制度をあえて導入したと受けとめざるを得ないのであります。

そのため、業界側が導入に向けて運動を強く展開してきましたことは衆目の認めるところで、昨年の十二月には自由民主党議員による自動車整備議員連盟もでき、地方には政治懇談会も設置し、相当活発な動きがあつておるのであります。しかも議員連盟は肝心のユーザーの意見を聞いたことは全くなかつたようであります。片や議員連盟の代表は、いまこそ罰則規定を導入すべきで、このチャンスを利用してはならないといひ、この問題は整備業界に任せただけでなく、自動車工業会も自動車販売連盟も一緒に、自動車業界全体が立ち上がり行動を起こすべきであると、物すごい応援を送つておるのであります。議員連盟にとつてこれは大きな資金源になり、また集票能力を持つておられることは一般常識であります。

政府もこの大きな力、勢いに押されて、ついに過料制度を導入せざるを得なかつたと推測せざるを得ないのであります。政府はそれのようなことはいふとやうでありませうが、今日の国民感情としては納得のできないところでありませう。鈴木総理はどう思われますか。小坂運輸大臣に今度の提案の経過を国民に納得できるように説明していただきたいのであります。

また、政府は、臨調からの抗議声明を受け、これが処理に困惑したやうであります。メンツもあり、いままら提案したものを引っ込めるわけにはならないといふことで、そのまま国会の審議にまづことになつたやうであります。国民から見れば全く納得のできないところでありませう。衆議院においても以上の経過について厳しく追及し、全野党そろつて修正を迫つたのであります。原案のまま自民党の多数によつて押し切られ、参議院に送附されてきたのであります。わが党は、法案の不当性と、政府・自民党の国民を軽視した姿勢を厳しく追及し、国民の納得できる法案の成立に全力を尽くすことを決定いたしておるのであります。

鈴木総理、あなたは臨調の答申を尊重し、政治生命をかけて実行する、そして国民にはともに痛みを分かち合おうと幾たびか約束されてきたのであります。多額を持つておれば何でもできるという思い上がり、このような無謀とも言える法案の提案になつたのであります。いまや、確固たる政治理念を持たない鈴木総理に多くの国民が厳しく批判を加えておることを御存じでありませうか。これは多くの国民の関心を生んだ問題でありませう。詳細にわかつておるはずであります。私は、多くの国民が反対しておる過料制度は即刻削除すべきであると思ひます。そのことが、総理にとつてもまた有益なことであると思ひます。ありますが、総理大臣として、また自民党総裁として責任ある答弁を求めるものであります。

同時に、法案作成のもとをつつた中曽根長官にお尋ねしますが、あなたも、臨調の答申を守つていく、総理と運命をともにするといふことを言ひ続けられてこられました。臨調の内部でも、衆議院で無修正で多数によつて決まつたことに非常な不信の音が強いと聞くとありますが、長官としてはどう思つておられますか、お伺いをいたします。

また、長官はその後、過料の対象はダンブカーや暴走族であつて、一般自家用乗用車は対象とし

ていないと言っておられるようでありますが、政府の説明の段階においてそのような区分けは全くなかったとあります。また、そうしたやり方では法の公正な適用という上からも問題が出てくることは当然と思われませんが、真実はどうなのか、この制度は正しいと思っておられるのか、お答えいただきたいのであります。

また、この点は小坂運輸大臣にも同様に確認をしておきます。

最後に、渡辺大蔵大臣に自動車重量税の払い戻しについてお尋ねをいたします。

これは一例でありませんが、三年分の税金を一括に払った後で、事情があつて半年で廃車した場合、残り二年半分の税金は返してもらいたいというのが車を保有する者の要求であります。これに対して大蔵省は返さないと言っておるのであります。ところが、どちらの意見が正しいのか、その判断をどこに求むべきでありますか。今度の法律の精神から言つても、臨調は国民の負担軽減を言つておるのでありますから、その精神によつて還付するのが、払い戻しをするのが妥当であると思うのであります。間違ひではないでしょうか。

いまの税制で返さないことになっておつても、改正しようと思へばできることとあります。それに本法案は明年四月からの実施になっており、税制も同時に改正するようになっておるのであります。財政当局は最近税収の物すごい落ち込みでかなり困つておるようですが、返すものはちゃんと返す、徴収するものはちゃんと徴収する、そういう筋道をはつきりすることが、納税に對する国民の協力と理解というものが得られるものだと私は考えます。大蔵大臣の誠意ある前向きな答弁を求めまして、私の質問を終わる次第であります。(拍手)

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕
○国務大臣(鈴木善幸君) お答えいたします。
今回の道路運送車両法の一部を改正する法律案において、先ほど運輸大臣の趣旨説明にありまし

たとおり、自家用乗用自動車の新車初回の車検の有効期間の一年延長、初回の六カ月点検の廃止など臨時行政調査会の答申にある提言はおおむねすべて盛り込まれております。

一方、自動車の安全の確保とか公害防止とかいう見地から考えますと、基本的にはユーザの責任において定期点検整備が確実に行われることが望ましいと考えられます。

今回、定期点検の実施についての行政指導を効果あるものとするため、陸運事務所の職員による点検の指示及びこれに対する報告義務の規定が設けられ、ユーザが陸運事務所の職員の指示に對する報告義務を怠った場合に秩序罰として過料を科することとしたんですが、これは当然のことながら行政指導があつた場合であつて、しかもそれに対する報告を怠つた場合に限られますので、実態上きつめて限られたケースになるものと考えられます。運用に当たりましては、制度の趣旨、国会における審議の経過などを踏まえて慎重を期してまいりたいと存じますので、何分御理解を賜りたいと存じます。

残余の質問については所管大臣から答弁をいたします。(拍手)
〔国務大臣小坂徳三郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(小坂徳三郎君) お答え申し上げます。

過料の規定の導入につきましては、ただいま総理から詳しく御答弁がございましたので、重複を避けたいと思ひます。

次に、この点検の指示につきましてでございますが、国会のいろいろな御議論等を踏まえて今後慎重に對処してまいりたいというわけでございまして、この点検の指示につきましては、やはり自己責任によるものが最も正しい方向であると考えております。そうした意味から申ししますと、街頭検査等に要する要員の制約等もございまして、したがって、不正改造車であるとか違法な行為を行っている白トラックやダンブカー

その他整備不良車を中心に行うということで運用を圖つてまいりたいと思つておるのでございします。

次に、整備業界が今日のような状態にあるという点について、運輸省の指導が不十分であつたためではないかという御質問でございますが、この整備事業は、御承知のような大変たくさん数の、しかも小零細企業の集団でございまして、このために今日まで中小企業近代化促進法に基づきまして、昭和三十九年には指定業種に、四十六年には特定業種に指定をいたしまして企業体質の強化を指導してまいつたところでございしますが、さらに現在におきましては、昭和六十年三月を目途に、昭和五十四年七月から企業集約化と知識集約化を総合した構造改善事業を積極的に推進しておるところでございします。

なお、これには多少時間も要するかと思います。われわれはこの構造改善事業にきつめて重要な意義を感じておるところであります。もちろん、この業界にはたくさん数の数がございますので、業者間の自助努力というものも重要であることは論をまちませんが、やはりこうした一般の環境の改善ということにつきましても十分今後われわれは心をを用い、結果において自動車の安全と公害防止に十分役立つような企業集団に育てたい、これがわれわれの方向でございします。

なお、この法案の策定によつてユーザにも余り満足されない、また整備業者にも余り満足でないというような面があるとの御指摘でございしますが、われわれもそうした点には十分配慮して、適正な運用を圖つてまいりたいというふうに考えておるところでございします。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
○国務大臣(中曾根康弘君) 過料の設定につきましては、私も責任者の一人であります。ただ、この法案策定のときに私のところへ原案を持つてまいりましたが、三月十九日の提出期限が迫つておりまして、そのために事務当局に命じまして、

一般のユーザについては大体従来どおりの取り扱いをするように事務当局間で話し合いをなさいます。そう指示したところでございします。衆議院の運輸委員会等における政府側の答弁を見ますと、運輸大臣は、これは自己責任を全うさせるための教育啓蒙的な規定でございまして、あるいは自動車局長は、これが適用されますのは不法なダンブカーあるいは不法改造車あるいは暴走族等に大体限定した方針であるというのを言つておりまして、一般の四千三百万のドライバーにつきましては大体従来どおりの取り扱いを行うという方針を示しており、先般閣議におきましてこの点を私から運輸大臣に質問いたしましたので、確認したところでございします。

なお、自己責任で点検を履行するということは、ユーザの自分たちの命の保全のためにも大事なこと、これは大いにやはりやってもらわなければならぬと思つております。

なお、衆議院の審議段階におきまして、運輸省の答弁の趣旨のごとき附帯決議をつけようという議がございしましたが、その機会を失いました。参議院における御審議を見守つておる次第でございします。(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手〕
○国務大臣(渡辺美智雄君) 自動車重量税について、廃車の場合は残存期間の税金分を返したらどうか。これは自動車保有税はそういうふうなことになるっておりますからきめ細かくやれという御趣旨だと思ひます。しかし、問題がございまして、保有税は自動車を持つていられるということと、税金でございまして、この自動車重量税は、自動車保有税を受けて、または届け出をすることによつてそれで走ることができると、そういう法律的地位を与えよう、権利を与えようという権利金、いわば権利創設税でございしますから、それが一年乗ろうと三年乗ろうと、これは権利創設税という考え方があり得るわけであります。したがつて、そういうふうな税金の考え方の問題でござい

昭和五十七年五月十二日 参議院会議録第十七号

道路運送車両法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

四五八

ますから、そういう点から考えると、月割りによってどうこうというのには保有税とは違ふのじゃないかという考えでございませう。また、廃車をする場合というのはこれは余りなくて、新車をすぐ廃車するとかいうのは大体交通事故ぐらいいじやないか、あるいはかなり古くなったものでございませうから、交通事故の場合は民事上の損害賠償をする救済措置があるわけでございませうので、これは私はやむを得ないのではないかと、さように考えております。(拍手)

○議長(徳正利君) 黒柳明君。

〔黒柳明君登壇、拍手〕

○黒柳明君 私は、公明党・国民会議を代表して質問をしたいと思ひます。

まず第一に、いまの答弁を聞いていましておかしな点があるので、一、二点冒頭に質問したいと思ひます。

総理大臣の御答弁ですと、臨調の答申、意見を大体おね受け入れた。そうなりますと、臨調も、衆議院のあの結末を見て、そして参議院に回った法案につきましても参議院で修正せよと、こういう意見を出してありますが、この臨調の意見もほぼ受け入れるという御意思でしょうか。これが第一点。

第二点は、この過料制度がユーザーにどのような影響を与えるかということが大きな問題であります。いまの中曾根長官とそれから小坂運輸大臣の答弁を聞きましても、中曾根長官は、暴走族等に適用されるのだから一般のユーザーは大丈夫だ、こうおっしゃった。ところが運輸大臣はその後に、点検不備車にも入ることが入っております。それはユーザーの点検不備なものもその過料、罰則対象になる。これがいつも私たちどちらが本音かわからない。くしくもいまの答弁の中に長官と大臣との食い違いがあったのではなからうか、この点ひとつ明確にさせていただきたい、こう思ひます。

本改正案に対する私はまず鈴木内閣の基本的な考え方を伺ひして、先ほど社会党からありましたように、総括的な反対姿勢というものは私たちが全く先ほどの意見と変わりありません。そこで私は、それを踏まえてもつと具体的に質問をしていきたいと思います。

臨時行政調査会の七月基本答申によつて、その原案とも言うべき各部会報告は、第四部会が三公社問題を中心として報告され、各部会が今月中旬には次々と報告される見通しです。一方、五十六年度の歳入欠陥が明らかになるにつれ、「行革は本当にやれるか」の声が日増しに大きくなりつつあり、ここにきて「景気回復優先」の経済政策に転換すべきだとの意見が政府内部でも公然と主張され始めるなど、行革を取り巻く情勢は厳しさを加えつつあります。そこで確認しますが、鈴木総理、あなたは「臨調答申に不撤退の決意で臨む」とたびたび明言されておられますが、この臨調の答申を尊重するとの決意はいまも変わらないのかどうか、まず伺ひたいと思ひます。

次に、言うまでもなく臨調の二大原則は、増税なき財政再建と、五十九年度までに赤字国債依存体質からの脱却であります。にもかかわらず政府は、七月基本答申の理念の中に「増税なし」の方向を避けてほしいと政府みずから臨調に圧力を加え、少しでもみずから有利な答申をつくらせようという露骨な動きが見られます。口では行革推進を唱えながら、各論で臨調つぶしをしようという意図が明白ですが、臨調に対しこのような政治圧力をかけることは断じてやめさせるべきではないかと思ひますが、総理の見解をお伺ひいたします。

次に、大蔵省の調べでは、五十六年度の税収不足は二兆四千億ともあるいは三兆ともいろいろまちまちなんです。いま現在どのくらい税収不足があるか、もし見通しがおわかりでしたら教えてください。また、五十七年度税収も大幅に落ち込むことは避けられず、二年連続の歳入不足と

いう異例の事態は必至です。総理、この事態をどう受けとめておられるのか、明確に御答弁をお願いいたします。

さらに、臨調の土光会長は、歳入欠陥について、「高度成長期に肥大化した行政に対し政治が何も手を打たずにいた、いまになって税収がどうこう言うのはおかしい」と政府の責任を指摘してありますが、総理はこの土光会長の指摘をどう受けとめるのか、また、あわせてその責任をどうとめるのか、明確に御答弁をお願いいたします。

臨調の課題である増税なき財政再建が貫徹するかどうかは、すべて五十八年度予算にかかっています。歳入欠陥に対応するためにも五十八年度以降の歳出カットを徹底的に行うべきであります。五十八年度もゼロシリングで行くのか、それともマイナスシリングでもやむを得ないのか、総理の考えをお伺ひし、さらに五十七年度予算で見られたように、防衛費の突出、特別扱いすべきではないと思ひますが、この点いかがでしょうか。

行政改革の目玉である車検制度の改正に、報告義務、十万円以下の過料制度を加え、それに対して臨調が異例の声明を発表していることは冒頭に言ったとおりであります。臨調を尊重するという当分の目的に返り、ユーザーの負担増につながる改正案から罰則、過料規定を削除するのが本当かと思ひますが、これについてお伺ひいたします。

車検制度に対して、現行法でも自動車の定期点検整備と検査は別個の制度となっておりますが、実際は整備事業者が整備を依頼し、整備事業者が車検場に車を持ち込まないと車検が受けられないシステムになっております。車の使用者が直接車をもち込み、車検を受けられるようなシステムにすべきだと思ひますが、いかがでございませうか。西ドイツのように、まず検査を受けて不良と指摘を受けた点だけ整備事業者が依頼するという検査

方式を採用したらいかがでしょうか。また、走っても走らなくても二年に一回定期的に車検を受けるといふ現行制度は非常に不合理であり、一定距離走行したら車検を受けるような制度を取り入れるべきであると思ひますが、いかがでございませうか。

自動車の性能向上、道路整備の完備により、現行法制定以来二十年以上も経過し、質量とも変化した今日、車の検査制度を抜本的に改正する必要もあると思ひ思うのでございませうが、いかがでしょうか。

中曾根発言は、新車だけではなく継続車を含めて車検期間を二年から三年に延長するはずでありましたが、新車だけになった経緯、そしてまた運輸審議会でも新車だけになった根拠は何なのか教えてください。

車の増加に因る検査場の施設整備が追いつかないが、検査場の整備計画、検査要員の増員計画等もあわせて明らかにしてください。民間車検場の手抜き車検等が行われていると言われているのが、指定工場の監督強化についてはどうなっているのか、この際教えていただきたいと思ひます。また、西ドイツやスウェーデンでは、車検時の検査結果を車検別にまとめて公表しておりますが、わが国も検査結果を公表すべきではないかと思ひますが、どうでしょうか。

また、運輸省は、三十八年に定期点検制度を導入した際、国会で、罰則を導入してはどうか、という質問に対して、その必要はないと答弁しておられますが、今回罰則規定を導入した理由は何でしょうか。三千万台に近い車について、運輸省が定期点検の実施可能は十万台程度と言われているが、現在の事務能力からいっても、必要な指示も出せない体制で罰則を導入し、実施率を高めようというのでは問題ではないでしょうか。本改正案に対して行管庁の首脳は、この罰則、過料規定はきわめて限定されたとき以外は適用しないと、先ほど申しましたように運輸省からの確約をとつ

ているということですが、法律が成立する前から発動しない約束をするくらいならば、法を修正し削除すべきではないか、こう思いますし、行政官庁間のやみ協定で法律の運用が左右されることは問題ではないかと思うのであります。この点、いかがでしょう。

〔議長退席、副議長着席〕

車検期間の延長や定期点検整備の簡素化による整備事業者の仕事の落ち込みを救済するため罰則、過料を導入したことは誤りであり、整備業界の救済は別途必要な助成措置や基金をつくらねばいという考えもありますが、この点いかがでしょう。本改正案で、整備事業の認証基準に経理的基礎を有することを加えた理由は何でしょうか。このことは新規開業を抑制するために導入されたの意見もありますが、この点いかがでしょう。新車の六カ月点検が廃止されたことにより、従来六カ月定期点検を行っていた特定給油所が仕事量が減少するので、十二カ月点検を実施できるようにしたらよいという声もありますが、この点どうお考えでしょうか。

今回の改正で、国民の負担が八万二千円軽減されると運輸省は宣伝しておりますが、保有期間のとり方によってはかえって国民負担が増加されることになり得ます。五年以上保有した場合と五年以下の場合と比較して説明をしていただきたいと思ひます。

また、先ほど大蔵大臣から御答弁がありました。自動車重量税あるいは自賠責保険料を単年度払いの制度にすべきである。そして重量税につきましては、一たん納入した分はやっぱり返還するのが国民の願いではないか、ユーザの趣旨ではないか、希望ではないかと思ひますが、この点また御答弁を願ひまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕

○国務大臣(鈴木善幸君) お答えいたします。

まず、臨時行政調査会答申に関する御質問であ

ります。臨時答申を尊重して行政改革を推進することが政府の基本姿勢であることは御承知のとおりであります。臨時の審議は厳正中立な立場に立つて進められており、これに政治的な圧力が加わるとの御懸念には及ばないものと思ひます。臨時の御審議も、部会報告、さらには七月の答申を控えて大事な時期でもありますので、政府部内を初め関係者は、臨時の審議を静かに見守り、雑音を生ぜぬよう心がける必要があると思ひます。

五十六年度の税収欠陥が予想外に大きなものとなりそうな情勢となっていることはまことに残念であります。現在なお法人税の三月期決算の申告が残りまして、具体的な減収幅が固まっております。一方、税外収入とか歳出の不用とかの数字も次第に固まっております。歳入歳出を通ずる全体の決算見込みを踏まえて、現行制度の中で適切に事後処理をしてまいりたいと思ひます。

五十八年度のシーリングを含めた予算編成の進め方につきましては、今後、経済財政事情及び臨時の審議等を総合的に勘案して決定してまいりますが、いずれにせよ歳出の削減には全力を尽くす所存であります。そのためには、あらゆる経費について再度根柢から見直す努力が必要であると考えております。

過料規定の趣旨につきましては、先ほど広田幸一議員の御質問にお答えをしたとおりであります。何分御理解を賜りたいと思ひます。

衆議院の審議に引き続き、参議院におかれても慎重な御審議が行われるわけでありまして、その審議の経過並びに結果につきましては、十分尊重してまいりますことは当然のこととございします。

以上、御質問にお答えいたしました。残余の点につきましては所管大臣から答弁をいたします。(拍手)

〔国務大臣小坂徳三郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(小坂徳三郎君) お答え申し上げます。

す。

先ほど御指摘の問題点でございますが、保安基準に適合しない危険な状態にある整備不良の車を対象にいたしますという意味でございます。さらに、ユーザの持ち込みできるシステムにできないかということでございますが、なるべく検査がスムーズに受けられるように現在の検査窓口の体制の整備を図ってまいりたいという方針でございます。

西ドイツの方式を導入したかどうかという御提案でございますが、現状においての定期点検整備前の自動車について、検査を一括して行うということは適当ではないという考え方であるのでございます。

また、走行距離にあわせた検査制度にしたかどうかという御提案でございますが、これは車が走った距離だけではなしに、時間の経過によってもいろいろな面が弱体化し、あるいは十分な効果が失われる場合も多いのでございまして、世界じゅうわが国だけではないに、ほとんどの国が期間制を採用しているということで御了解を賜りたいと思ひます。

検査制度の抜本的な改正を考えたかということでございますが、先ほどの趣旨説明でも申し上げましたとおり、また運輸技術審議会の答申も踏まえて、十分事務の簡素化やあるいはまたユーザの負担の軽減等も、いろいろな面で専門的、技術的にこれを検討して盛り込んだわけでございまして、この問題についてはさらに今後は資料を整備して、自動車技術の進歩等に応じた改善をしてまいりたいというふうに思っております。

検査施設整備計画でございますが、民間の車検制度の拡大を図ることと進めてまいりたいと思っております。

指定工場の監督強化の問題の御指摘がございましたが、今日まだいろいろな面で不正行為が指摘されていることはきわめて遺憾でございまして、

今後できるだけこうした面についての監査の効率化を図り、処分の厳正化等によって監督強化を目指して、ユーザの不満の解消に努めてまいりたいというふうに考えておるのでございます。

また、西欧の一部の国に行われております車検時の結果の公表でございますが、ようやく現在資料も整つてまいりましたので、この公表に向けて今後は行政を展開してまいりたいというふうに思っております。

罰則の導入につきましては、先ほど来総理からも御説明があったとおりでございます。行政指導を先導とし、最低限度必要な制度として、陸運事務所の職員による点検の指示及びこれに対する報告義務の規定を設け、この報告義務違反に行政上の秩序罰である過料を科するという制度を新設したのでございまして、この点につきましては御理解を賜りたいし、また、運用に当たっては、制度の趣旨及び国会における御審議の経過等を踏まえまして、慎重を期するということを御答弁申し上げたいと思ひます。

なお、罰則は限定された自動車以外に適用しないとのことだがという御質問でございましたが、先ほど御答弁申し上げたとおり、特に不正改造車あるいはまた不法な行為を行つておる白トラックやダンブカーその他整備不良車等を中心に行うものでございまして、これ以外の車両につきましては、運用上の行政指導である勧告にとどめることといたしたいと思ひますので御理解を賜りたいと思ひます。

また、整備業界の救済の問題は、決してこの過料をもってこれを行うという意図は全くないのでございまして、先ほど御答弁申し上げましたとおり、きわめて零細小規模な企業集団である整備業界に対して助成措置並びに近代化方策というものを着実に実施して、そうしてこれらの業界の育成と今後の発展を期し、また、他面における不正行為等の指摘のないように努力をいたしたいと思ひます。

昭和五十七年五月十二日 参議院會議録第十七号

道路運送車両法の一部を改正する法律案(總旨説明) 投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求める件外二件

四六〇

また、整備事業の認識基準に経理的な基礎を加えた理由は何かという御質問でございますが、これはやはり必要な企業の経理的な規模というよりも内容というものがきわめて重要であり、また、内容がよくなければまた仕事も悪いというように相関関係もございますので、特に今回経理的な基礎を加えたのはそういう意味でございますので、御理解を賜りたいと思っております。

また、特定給油所において十二カ月点検を実施したらどうかという御意見でございますが、これにつきましてはいろいろ問題がなお残っておりますので、今後は御趣旨に沿った形でこうしたことの可能であるか、そうしてまた可能であるならば、この方向に進めてまいりたいということを逐次検討させていただきたいというふうにお答えを申し上げたいと思っております。

また、今回の改正で国民の負担はどうなるかということ、さらに、五年以上の保有をするとかえって負担がふえるのではないかと御質問でございますが、われわれは、新車の初回の六カ月点検の廃止を盛り込んでおいたり、またその他定期点検の項目の簡素化を予定しておりますので、この法案が実施されれば、国民負担の軽減額は、制度の改正が行われない場合に比較しまして、最大に大きく効いてくる六十年度におきまして約二千七百億円の減少、さらに制度改正実施後五年間の累計で約八千五百億円のユーザの負担が減るであろうということを試算しております。

なお、五年以上使用した場合を含めまして、その負担の軽減されることは、たとえば二回目の継続検査の前に買いかえをして四年十カ月程度使用した場合には八万二千円、三回目の継続検査の前に買いかえをするとして六年十カ月程度使用した場合には九万四千円程度、現行よりも負担が軽減されるというふうに試算をいたしておるところであります。(拍手)

【国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手】

○国務大臣(中曾根康弘君) 点検に際しまして、陸運事務所の機構や人間をこのために増強するということは毛頭考えておりません。

欠陥車、不備車の取り扱ひにつきましては、いま運輸大臣が申し上げましたとおりで、普通の善良なるドライバーに対しましては、もしそういう車があった場合には直しなさいと勧告をして、報告を求める。それを見つけたからといって、すぐ十万円を取るといふ措置はとらないということなのでございます。

なお、旧車についても三年にしたらどうかという御質問でございますが、これは新車の方は安全度と無公害度が強い。われわれが一番考えたのは排気ガスの問題でございます。この公害性という問題を重要視しておるわけでございます。したがって、将来、安全性や無公害性がさらに改善されるといふことになりましたら、旧車につきましても三年にするということも考えていいし、臨調の答申の中にもそういう点がございまして、それは将来考えていかなければならぬところであると思っております。(拍手)

【国務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手】

○国務大臣(渡辺美智雄君) お答えいたします。

五十六年度の歳入欠陥の見通しと対応策ということでございますが、形式的に正確に言えば、法人税というような三月決算の申告がまだ出ておりませんからわかりませんというのが正確な答えでございます。しかし、それは言っても、大体想像でどれぐらいなのかというお話でございます。なかなかこれは当たらない、過ぎてみなければわかりません。

昭和四十年では大体歳入の見積りよりも七％歳入不足があった。四十六年も四・四。ところが、四十七年、八年というような狂乱物価時代になりますと一〇％ぐらいに取れる、あるいは四十八年は二〇％ぐらいに取れた。ところが五十年になると、その反動で逆に見積りよりも二

〇歳入不足というふうなこともございました。五十二年も五％歳入不足。そういうようなことをずっと頭の中で描きながら検討をさせていただくと、あるいは二〇％不足することはまずない、しかし、数％ではきかないのじゃないか、一〇％ぐらい不足する可能性もあるいは心配されるということでございますが、これは結論はわからないということでございます。

それから自動車税を単年度払いとしてはどうかというところでございますが、これは先ほど申し上げましたように、法的地位を確保する、それに乗って歩けるという先ほど言った権利の創設みたいなものでございまして、これはやっぱり期間にリンクしてあるものでございまして、期間が二年とか三年とかということでございます。それから、それを単年度払いにするというのはいかかものか。手数がえらくふえてしまつてどうしようもない、行革に反するといふようなことから、せつかくの御提案でございますが、御勘弁願いたいと思ひます。

それから自動車責任保険料を単年度払いとしてはどうかということ、これも御承知のとおり車の期間と一緒に保険がかかっているわけでございます。そういうような点から単年度払いにするのは適当ではないのじゃないか。契約者は前払いをするということによって一時的には負担が増加いたします。しかしながら、翌年度以降の保険料については長期予定の利息を考慮いたしますこと及び保険手数料が一回で済むといふことで割り安といふことになりましたので、直接余り増加にはならないのではないかと、そう考えております。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(秋山長造君) 日程第一 投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求め

るの件

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)

日程第三 南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上三件を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長稲嶺一郎君。

審査報告書

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年五月十一日 外務委員長 稲嶺 一郎 参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由 この協定は、我が国とスリ・ランカ民主社会主義共和国との間で、投資の許可について最恵国待遇を相互に保障しているほか、事業活動、出訴権等に関する内国民待遇及び最恵国待遇、取用、国有化等の措置のとられた場合の補償措置、送金等の自由等について定めたものである。この協定の締結により、我が国とスリ・ランカ民主社会主義共和国との間の投資及び経済関係が一層緊密化されると期待されるので、妥当な措置と認めた。

二、費用 別に費用を要しない。

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十七年四月二十七日

衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

昭和五十七年五月十二日 参議院会議録第十七号

の標準に関する権利その他の工業所有権並びにノウハウに関する権利

(e) 天然資源の探査及び採掘のための権利を含む特許に基づく権利
(2) 「収益」とは、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料をいう。
(3) 「国民」とは、
(a) 日本国に關しては、日本国の国籍を有する自然人をいう。
(b) スリ・ランカに關しては、スリ・ランカの法律の定めるところによりスリ・ランカの市民である自然人をいう。
(4) 「会社」とは、有限責任のものであるかないか、法人格を有するものであるかないか、また、金銭的利益を目的とするものであるかないかを問はず、社団法人、組合、会社及び団体をいう。一方の締約国の関係法令に基づいて設立され、かつ、当該一方の締約国の領域内に住所を有する会社は、当該一方の締約国の会社と認められる。

第二条

1 各締約国は、関係法令に従つてその権限を行使する権利を留保の上、他方の締約国の国民及び会社による投資が自国の領域内において行われるための良好な条件を醸成し、及びこれらの投資を許可する。
2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、投資の許可及び投資の許可に關連する事項に關し、第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。
3 2の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、不動産に關する権利についての待遇を相互主義に基づいて与えるものとすることができ

第三条

1 いずれの一方の締約国も、自国の領域内において、他方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益に對し、自国の国民及び会社又は第三国の国民及び会社の投資財産及び収益に与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。
2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、投資に關連する事業活動に關するすべての事項について、当該他方の締約国の国民及び会社又は第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。
3 1及び2の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、次のことを行うことが認められる。
(1) 次のものに関し、内国民待遇を与えないこと。
(a) 自国の航空機登録簿に航空機を登録する条件及びその登録から生ずる事項並びに船舶の国籍に關する事項又はその国籍から生ずる事項
(b) 銀行業に關する活動及び船舶又は船舶に關する利益の取得
(2) 相互主義に基づき、又は二重課税の回避のため若しくは脱税の防止のための協定により、租税に關する特別の利益を与えること。
(3) 自国の領域内における外国人及び外国会社の活動に關して特別の手續を定めること。ただし、当該手續が2の権利を実質的に害するものでないことを条件とする。

第四条

いづれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、自己の権利の行使及び保護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け及び行政機関に對して申立てをする権利に關し、当該他方の締約国の国民及び会社又は第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第五条

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益も、他方の締約国の領域内において、不動産の保護及び保障を受ける。
2 いずれの一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益も、他方の締約国の領域内において、公共のため、かつ、正当な法的手続に従つてとられるものであり、差別的なものでなく、

また、迅速、適當かつ効果的な補償を伴うものである場合を除くほか、収用、国有化若しくは制限又は収用若しくは国有化と同等の効果をするその他の措置の対象とはならない。
3 2にいう補償は、収用、国有化若しくは制限又は収用若しくは国有化と同等の効果を生ずるその他の措置が公表された時と当該措置がとられた時とのいずれか早い方の時における投資財産及び収益の通常の市場価格に相當する価額(最終的にとられることとなつた当該措置が見通されたことによる当該市場価格の減少分を差し引かないものとする。)のものでなければならぬ。補償は、遅滞なく行われなければならない。補償は、実際に換償をすることのできるもので行われなければならない。かつ、補償の移転は、自由でなければならない(その換償又は移転に當つて用いる外国為替相場は、補償の価額の決定がされた日のものとする)。補償を決定し及び実施するため、収用、国有化若しくは制限又は収用若しくは国有化と同等の効果を生ずるその他の措置がとられる時まで、適當な方法で適當な準備をしなければならない。
2及び3の規定は、次のものについても適用する。

6

(1) いずれか一方の締約国の国民及び会社が、他方の締約国の領域内において収用、国有化若しくは制限又は収用若しくは国有化と同等の効果を生ずるその他の措置の対象とされる投資財産及び収益に對して有する利益
(2) いずれか一方の締約国の国民及び会社が、直接の利益を有する他の会社を通じて有する利益
5 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、1から4までに定める事項に關し、当該他方の締約国の国民及び会社又は第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第六条

いづれか一方の締約国の国民及び会社で、他

昭和五十七年五月十二日 参議院會議録第十七号

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 四六二

適用する。

第十條

この協定は、両締約国間の外交関係又は領事関係の有無にかかわらず、適用する。

第十一條

いづれか一方の締約国の国民又は会社及び他方の締約国は、当該国民又は会社が当該他方の締約国において行う投資から生ずる法律上の紛争を、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約の規定が両締約国の間で効力を有する限り、同条約の規定に従い、調停又は仲裁に付託することができる。各締約国は、他方の締約国の国民又は会社が当該他方の締約国において行う投資から生ずる法律上の紛争を、当該国民又は会社の要請があつたときは、同条約に規定する調停又は仲裁に付託することに同意しなければならない。紛争の当事者が当該紛争を調停又は仲裁に付託することに同意する日の前又は同日に他方の締約国の国民又は会社が支配していた又は支配している一方の締約国の会社は、同条約の適用上、同条約第二十五条(2)(b)の規定に従い、他方の締約国の会社として取り扱ふ。調停又は仲裁のいづれがより適切な手段であるかについて意見が一致しない場合には、当事者である国民又は会社がそのいづれかを選択する権利を有する。

第七條

いづれか一方の締約国が、自国の国民又は会社に對し、他方の締約国の領域内にある投資財産及び収益に關して引き受けた保証に基づき支払を行ふ場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となつた投資財産及び収益に對する当該締約国又は会社の権利又は請求権の当該一方の締約国への移転及びこれに關連して生ずる当該国民又は会社の請求権又は訴権に對する当該一方の締約国による代位を承認する。権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国に對し支払われる資金の移転については、第五條から五まで、前條及び次條の規定を準用する。

第八條

1 いづれか一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国により、両締約国の領域の間及び当該他方の締約国の領域と第三国の領域との間に行われる支払、送金及び投資財産の清算の価額を含む金銭証券又は資金の移転の自由を保証される。

2 1の規定にかかわらず、いづれか一方の締約国も、例外的な金融状況又は経済状況においては、自国の法律に従い、かつ、国際通貨基金協定の締約国である限り同協定に従つて、為替制限を課することができる。

第九條

この協定は、いづれか一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益で、この協定の効力発生前に他方の締約国の領域内において当該他方の締約国の関係法令に従つて取得されたものについて

も、適用する。

第十條

この協定は、両締約国間の外交関係又は領事関係の有無にかかわらず、適用する。

第十一條

いづれか一方の締約国の国民又は会社及び他方の締約国は、当該国民又は会社が当該他方の締約国において行う投資から生ずる法律上の紛争を、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約の規定が両締約国の間で効力を有する限り、同条約の規定に従い、調停又は仲裁に付託することができる。各締約国は、他方の締約国の国民又は会社が当該他方の締約国において行う投資から生ずる法律上の紛争を、当該国民又は会社の要請があつたときは、同条約に規定する調停又は仲裁に付託することに同意しなければならない。紛争の当事者が当該紛争を調停又は仲裁に付託することに同意する日の前又は同日に他方の締約国の国民又は会社が支配していた又は支配している一方の締約国の会社は、同条約の適用上、同条約第二十五条(2)(b)の規定に従い、他方の締約国の会社として取り扱ふ。調停又は仲裁のいづれがより適切な手段であるかについて意見が一致しない場合には、当事者である国民又は会社がそのいづれかを選択する権利を有する。

第十二條

1 いづれか一方の締約国の国民又は会社が実質的な利益を有する会社は、他方の締約国の領域内において、次の待遇を与えられる。

(1) 第二條に規定する投資の許可及び投資の許可に關連する事項に關し、第三国の国民又は会社が実質的な利益を有する同様の会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇

(2) 第三條、第五條、第六條及び第九條に定める事項に關し、当該他方の締約国の国民若しくは会社又は第三国の国民若しくは会社が実質的な利益を有する同様の会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇

2 1の規定の適用を受ける会社は、いづれか一方の締約国の国民又は会社が支配し、又は決定

的な影響力を及ぼすことのできる会社とする。

その領域内において投資の行われる締約国は、他方の締約国と事前に協議した後、誠実にかつ無差別の原則に基づきこの条の会社に該当する会社を決定する。

第十三條

1 各締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に關して他方の締約国の行う申入れに對し好意的な考慮を払ふものとし、また、当該申入れに關する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈又は適用に關する両締約国間の紛争で外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いづれか一方の締約国が他方の締約国から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員がその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。ただし、第三の仲裁委員がいずれの締約国の国民でもない者であることを条件とする。

第十四條

1 各締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に關して他方の締約国の行う申入れに對し好意的な考慮を払ふものとし、また、当該申入れに關する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈又は適用に關する両締約国間の紛争で外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いづれか一方の締約国が他方の締約国から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員がその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。ただし、第三の仲裁委員がいずれの締約国の国民でもない者であることを条件とする。

3 各締約国の任命した仲裁委員が2に規定するその後の三十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかつた場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に對し、いづれかの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。

4 仲裁委員会は、投票の過半数による議決で決定を行う。決定は、最終的なものとし、拘束力をも有する。

第十五條

いづれか一方の締約国も、投資を行うこと及び投資に關連する事業活動を行うことを目的として自国の領域に入国し及び滞在する希望を有する他方の締約国の国民の入国、滞在及び居住に係る申請に對し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払ふ。

1 この協定のいかなる規定も、著作権に關し、いかなる権利も許し、又はいかなる義務も課するものと解してはならない。

2 (1) この協定のいかなる規定も、千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の規定又は同条約の規定でその後改正された規定が両締約国の間で効力を有する限り、これらの規定によりいづれか一方の締約国が他方の締約国に對して負う義務を害するものと解してはならない。

(2) (1)の規定の適用を妨げることなく、かつ、第三條に規定にかかわらず、工業所有権に關していづれか一方の締約国が他方の締約国の国民及び会社に与える待遇は、自国の国民及び会社に与える待遇よりも不利でない待遇に限定することができる。

第十六條

1 この協定は、批准書又は交換の日の後一箇月で効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後においても、3に定めるところにより終了する時まで十年の期間ずつ効力を存続する。

第十七條

いづれか一方の締約国も、一年前に他方の締約国に對して文書による予告を与えることにより、最初の十年の期間の終わりに又はその後の各十年の期間の終わりにこの協定を終了させることができる。

4 この協定の終了の日の前に取得された投資財産及び収益に關しては、前各條の規定は、この協定の終了の日から更に十五年の期間効力を存続する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

するものと解してはならない。

2 (1) この協定のいかなる規定も、千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の規定又は同条約の規定でその後改正された規定が両締約国の間で効力を有する限り、これらの規定によりいづれか一方の締約国が他方の締約国に對して負う義務を害するものと解してはならない。

(2) (1)の規定の適用を妨げることなく、かつ、第三條に規定にかかわらず、工業所有権に關していづれか一方の締約国が他方の締約国の国民及び会社に与える待遇は、自国の国民及び会社に与える待遇よりも不利でない待遇に限定することができる。

第十六條

1 この協定は、批准書又は交換の日の後一箇月で効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後においても、3に定めるところにより終了する時まで十年の期間ずつ効力を存続する。

第十七條

いづれか一方の締約国も、一年前に他方の締約国に對して文書による予告を与えることにより、最初の十年の期間の終わりに又はその後の各十年の期間の終わりにこの協定を終了させることができる。

4 この協定の終了の日の前に取得された投資財産及び収益に關しては、前各條の規定は、この協定の終了の日から更に十五年の期間効力を存続する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百八十二年三月一日にコロンボで、ひとしく正文である日本語、シンハラ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合に

は、英文による。

日本国のために

千葉一夫

スリ・ランカ民主主義共和国のために
W・M・P・B・マニクディウエラ

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年五月十一日

外務委員長 稲嶺 一郎
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とインドネシアとの間で、企業が相手国で事業を営む場合の所得に対する相手国の課税基準、船舶又は航空機による国際運輸業からの所得に対する相互免税、配当、利子及び使用料に対する源泉地国の租税軽減、短期滞在者、教授、学生等の所得に対する滞在地国の租税免除等の措置を定めるとともに、それぞれ国内法令に基づき、二重課税を回避する方法を規定したものである。この協定を締結することは、我が国とインドネシアとの間の経済、技術及び文化の面で交流促進に資すると期待されるので、妥当な措置と認め、費用別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年四月二十七日

衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定

日本国政府及びインドネシア共和国政府は、所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための協定を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

この協定は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1 この協定の対象である租税は、次のものとす。

(a) 日本国においては、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) インドネシアにおいては、

(i) 所得税(源泉徴収され又は予納されるものを含む。)

(ii) 法人税(源泉徴収され又は予納されるものを含む。)

(iii) 利子、配当及び使用料に対する税(以下「インドネシアの租税」という。)

2 この協定は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わつてこの協定の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれ国の税法について行われた改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くは、

(a) 「インドネシア」とは、インドネシア共和国の法令において定義する領域並びに大陸棚及び隣接水域の一部であつて、国際法に基づきインドネシア共和国が主権、主権的権利又は他の権利を有するものをいう。

(b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域(領海を含む。及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国の租税に関する法令が施行されているすべての水域(海底及びその下を含む。))をいう。

(c) 「一方の締約国及び他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はインドネシアをいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はインドネシアの租税をいう。

(e) 「者」とは、個人、法人及び法人以外の団体をいう。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国民」とは、いずれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人並びに当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織された

すべての法人及び法人格を有しないが当該一方の締約国の租税に關し当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。

(i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。))をいう。

(j) いずれかの締約国について「権限のある当局」とは、その締約国の大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

2 一方の締約国によるこの協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くは、この協定の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令における当該用語の意義を有するものとす。

第四条

1 この協定の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者については、両締約国の権限のある当局は、合意により、この協定の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

第五条

1 この協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐる場所をいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a) 事業の管理の場所

(b) 支店

(c) 事務所

(d) 工場

(e) 作業場

(f) 農場又は栽培場

昭和五十七年五月十二日 参議院会議録第十七号

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

昭和五十七年五月十二日 参議院會議録第十七号

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
外二件 四六四

- (g) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所
- 3 建築工事現場又は建設若しくは据付工事は、六箇月を超える期間継続する場合に限り、「恒久的施設」とする。
- 4 1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」は、次のことは、含まれないものとする。
- (a) 企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。
- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- (d) 企業のために、物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (e) 企業のために、広告、情報の提供、科学的調査又はこれらに類する準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。
- 5 一方の締約国の企業が他方の締約国内において使用人その他の職員(8の規定が適用される)の地位を有する代理人を除く(8)を通じて、コソナルタントの職務又は建築、建設若しくは据付工事に関連する監督の職務を提供する場合に、このような活動が単一の工事又は複数の関連工事について一課税年度において合計六箇月を超える期間行われるときに限り、当該企業は、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。ただし、このような役務が経済協力又は技術協力に関する両締約国の政府間の合意に基づいて提供される場合には、当該企業は、この条のいかなる規定にもかかわらず、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。
- 6 一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者(8の規定が適用される)の地位を有する代理人を除く(8)が次のいずれかの活動を行う場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。
- (a) 当該一方の締約国内において、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使すること。ただし、その活動が4に掲げる活動のみである場合は、この限りでない。
- (b) 当該一方の締約国内において、当該企業に属する物品又は商品の在庫を保有し、かつ、当該在庫により当該企業に代わって反復して注文に応ずること。
- 7 保険業を営む一方の締約国の企業が、使用人又は代表者(8に規定する)の地位を有する代理人を除く(8)を通じて、他方の締約国内において保険料の受領(再保険に係る保険料の受領を除く)をする場合又は当該他方の締約国内において生ずる危険の保険(再保険を除く)をする場合には、当該企業は、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。
- 8 一方の締約国の企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて他方の締約国内において事業活動を行つていよう理由のみでは、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。
- 9 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(「恒久的施設」を通じて行われるものであるか否かを問わない)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。
- 第六条
- 1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得に対しては、当該他方の締約国内において租税を課することができ
- 2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているか否かを問わない)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなされない。
- 3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。
- 4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。
- 第七条
- 1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行なう限り、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができ、一方の締約国の企業が他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国内において租税を課することができる。
- 2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。
- 3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。
- 4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国内にある場合には、租税を課すべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようものでなければならない。
- 5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。
- 6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。
- 第八条
- 1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。
- 2 1の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。ただし、当該利得は、これらの共同の事業に対する参加の割合に応じて参加企業に帰せられるものに限る。
- 第九条
- (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は
- (b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若

しくは間接に参加している場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課せられているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得となつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができ。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ十二箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の額の十パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント

この2の規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及びその他の特分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方

の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行ひ又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の特分が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七及又は第十四条の規定を適用する。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を得る場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいて、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われる配当又は配当の支払の基因となつた株式その他の特分が当該他方の締約国内にある恒久的施設若しくは恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く)に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、他方の締約国の政府(地方府及び地方公共団体を含む)、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府(地方府及び地方公共団体を含む)、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の政府の所有する金融

機関によつて保証された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」とは、次のものをいう。

- (a) 日本国については、
 - (i) 日本銀行
 - (ii) 日本輸出入銀行
 - (iii) 海外経済協力基金
 - (iv) 国際協力事業団
 - (v) 日本国政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が随時合意するもの
- (b) インドネシアについては、
 - (i) インドネシア銀行
 - (ii) インドネシア共和国政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が随時合意するもの

5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない)から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む)をいう。

6 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行ひ又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七及又は第十四条の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者(締約国の居住者であるかないかを問わ

ない)が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この協定の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができ。

第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物(映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。

昭和五十七年五月十二日 参議院會議録第十七号

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

四六六

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料を生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立的人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者(締約国の居住者であるか否かを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

6 使用料の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、使用料の額が、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この協定の他の規定に従つて当該考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができ。

第十三条

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する

る恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産(不動産を除く。)の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立的人的役務を提供するため他方の締約国内において使用することのできる恒久的施設に係る財産(不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(単独若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4 1から3までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、その者が自己の活動を行うため通常使用することのできる恒久的施設を他方の締約国内に有せず、かつ、その者が当該年を通じて合計百八十三日を超える期間当該他方の締約国内に滞在しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような恒久的施設を有する場合又は前記の期間当該他方の締約国内に滞在する場合には、当該所得に対しては、当該恒久的施設に帰せられる部分又は前記の期間を通じて当該他方の締約国内において取得した部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十五条

1 次条及び第十八条から第二十一条までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の

居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われな限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものであること。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家が芸能人又は運動家としての個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該芸能人又は運動家の活動が行われた締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような活動が両締約国の政府

間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、当該所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

2 芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われた締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような所得が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によつて行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合には、当該所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

第十八条

次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条

(a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われる報酬(退職年金を除く。)に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、(a)の個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の

2 (a) 締約国の居住者となつた者でないものは、当該一方の締約国に最初に到着した日から五課税年度を超えない期間、次のものにつき当該一方の締約国において租税を免除される。

(i) 生計、教育、勉学、研究又は訓練のための海外からの送金
(ii) 交付金、手当又は奨励金
(iii) 当該他方の締約国の居住者である雇用者によつて支払われる当該一方の締約国内における人的役務に対する報酬
(iv) 当該一方の締約国内における人的役務に対する報酬(四の報酬を除く。)で、当該一方の締約国が日本国である場合に於ては年間六十万円、当該一方の締約国がインドネシアである場合に於ては年間九十万円インドネシア・ルピアを超えないもの

(b) もつとも、(a)の個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することが出来る。

3 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬又は退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行うため一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間一時的に滞在する教授又は教員であつて、現に他方の締約国の居住者であり、又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものに対しては、その教育又は研究に係る報酬につき、当該他方の締約国においてのみ租税を課することが出来る。

第二十一条

1 一方の締約国を訪れる直前に他方の締約国の居住者であつた個人であつて、専ら、
(a) 当該一方の締約国内にある大学、学校その他の公認された教育機関の学生として、
(b) 政府若しくは宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体から勉学若しくは研究を主たる目的とする交付金、手当若しくは奨励金を受領する者として、又は
(c) 事業修習者として、
当該一方の締約国内に一時的に滞在するものは、

は、当該一方の締約国に最初に到着した日から五課税年度を超えない期間、次のものにつき当該一方の締約国において租税を免除される。

(i) 生計、教育、勉学、研究又は訓練のための海外からの送金
(ii) 交付金、手当又は奨励金
(iii) 当該他方の締約国の居住者である雇用者によつて支払われる当該一方の締約国内における人的役務に対する報酬
(iv) 当該一方の締約国内における人的役務に対する報酬(四の報酬を除く。)で、当該一方の締約国が日本国である場合に於ては年間六十万円、当該一方の締約国がインドネシアである場合に於ては年間九十万円インドネシア・ルピアを超えないもの

(v) 当該一方の締約国内における人的役務に対する報酬(四の報酬を除く。)で、当該一方の締約国が日本国である場合に於ては年間六十万円、当該一方の締約国がインドネシアである場合に於ては年間九十万円インドネシア・ルピアを超えないもの

2 一方の締約国を訪れる直前に他方の締約国の居住者であつた個人であつて、当該他方の締約国の企業若しくは(1)の団体の使用人として又はこれらの企業若しくは団体との契約に基づき、専ら技術上、職業上又は事業上の経験の習得のため十二箇月を超えない期間当該一方の締約国内に一時的に滞在するものは、当該経験の習得に直接関係のある役務に対するその滞在期間の報酬につき、当該一方の締約国において租税を免除される。ただし、当該個人が海外から受領する報酬と当該一方の締約国内において支払われる報酬との合計額が、当該一方の締約国が日本国である場合に於ては年間百八十万円、当該一方の締約国がインドネシアである場合に於ては年間二百七十万円インドネシア・ルピアを超えない場合に限る。

3 一方の締約国を訪れる直前に他方の締約国の居住者であつた個人であつて、当該一方の締約国の政府との取決めに基き専ら勉学、研究又は訓練のため十二箇月を超えない期間当該一方の締約国内に一時的に滞在するものは、その勉学、研究又は訓練に直接関係のある役務に対する報酬につき、当該一方の締約国において租税を免除される。

4 1から3までの規定にかかわらず、これらの規定のうち二以上の規定によつて免除を受ける資格が認められる期間については、個人は、そのような資格について定める規定のうち自己の選択する一の規定によつてのみ免除を受けることが出来る。

5 この条の規定の適用上、「政府」には、一方の締約国の地方府又は地方公共団体を含むものとする。

第二十二條

1 一方の締約国の居住者の所得(源泉地を問わない。)で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することが出来る。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。)の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基となった権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

第二十三條

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに關する日本国の法令に従い、

(a) 日本国の居住者がこの協定の規定に従つてインドネシアにおいて租税を課される所得をインドネシアにおいて取得する場合には、当該所得について納付されるインドネシアの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

(b) インドネシアの居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行

うに当たり、当該配当を支払う法人がその所得について納付するインドネシアの租税を考慮に入れるものとする。

2 (a) 1(a)の規定の適用上、インドネシアの租税は、次のいずれかのことを条件として、常に、第十条2(a)の規定が適用される配当、第十一条2の規定が適用される利子及び第十二条2の規定が適用される使用料については十パーセントの率で、第十条2(b)の規定が適用される配当については十五パーセントの率で支払われたものとみなす。

(i) 当該配当、利子又は使用料が、インドネシアの居住者である法人であつて、支払の時に外国投資に關する千九百六十七年法第一号を改正補足する千九百七十年法第十一号第一条によつて改正された外国投資に關する千九百六十七年法第一号に基づく投資優先部門の産業に従事するものによつて支払われたものであること。ただし、同法がこの協定の署名の日以後改正されていないこと又はその改正がその基本的性格に影響を及ぼさない程度の軽微な点についてのみのものであることを条件とする。

(ii) 当該配当、利子又は使用料につき、(i)にいう改正された外国投資に關する千九百六十七年法第一号第十六条3の規定によりインドネシアの租税が免除又は軽減されていること。

(iii) 当該配当、利子又は使用料につき、この協定の署名の日の後にインドネシアの法令に導入されるインドネシアの経済開発を促進するための他の特別の奨励措置で両締約国の政府が合意するものに従つてインドネシアの租税が免除又は軽減されていること。

(iv) 当該配当、利子又は使用料につき、この協定の署名の日の後にインドネシアの法令に導入されるインドネシアの経済開発を促進するための他の特別の奨励措置で両締約国の政府が合意するものに従つてインドネシアの租税が免除又は軽減されていること。

(v) 1(b)の規定の適用上、「納付するインドネシアの租税」には、次のいずれかのものに従つて免除又は軽減が行われないとしたならば納付されたとみなされるインドネシアの租税の額を含むものとみなす。

(i) (a)(i)にいう改正された外国投資に關する千九百六十七年法第一号第十六条1から3

昭和五十七年五月十二日 参議院會議録第十七号

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
四六八

までの規定

(ii) (a) (i) いう改正された外国投資に関する千九百六十七年法第一号第十五条4dの規定

(iii) この協定の署名の日の後にインドネシアの法令に導入されるインドネシアの経済開発を促進するための他の特別の奨励措置で両締約国の政府が合意するもの

3 インドネシアにおいては、二重課税は、次のとおり除去される。

(a) インドネシアは、インドネシアの居住者に対して租税を課する場合に、その課税標準にこの協定の規定に従って日本国において租税を課される所得を含ませることができ、

(b) インドネシアの居住者がこの協定の規定に従って日本国において租税を課される所得を日本国において取得する場合に、当該所得について納付される日本国の租税の額は、当該居住者に対して課されるインドネシアの租税の額から控除する。ただし、控除の額は、インドネシアの租税の額のうち当該所得に对应する部分を越えないものとする。

第二十四条
1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されておらずしくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

3 この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならぬ。

第九條 第十一條8又は第十二條6の規定が

適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されておらずしくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

5 1から4までの規定にかかわらず、インドネシアは、次の法令によつて与えられる租税上の特典を享受する者をその国民に限定することができる。

(a) 国内投資に関する千九百六十八年法第六号。ただし、同法がこの協定の署名の日以後改正されていないこと又はその改正がその基本的性格に影響を及ぼさない程度の軽微な点についてのみのものであることを条件とする。

(b) インドネシアの経済開発計画のためにインドネシアにおいて公布されるその他の法令であつて、1から4までの規定を適用しないことにつき両締約国の政府が合意するもの

6 この条において、「租税」とは、この協定の対象である租税をいう。

第二十五條
1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの協定の規定に適合しない課税を受け又は受けることになることを認める者は、当該事案について、当該締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができ、当該申立ては、この協定の

規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならぬ。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認め、満足すべき解決を与えることができる場合においては、この協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつて当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができ、

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができ、

第二十六條
1 両締約国の権限のある当局は、この協定を実施するため、この協定の対象である租税に関する租税の防止のため、又はこの協定の対象である租税の回避に対処することを目的とする法規を実施するために必要な情報を交換するものとする。

交換された情報は、秘密として取り扱うものとし、この協定の対象である租税の賦課徴収に關与する者又は当局(裁判所を含む)、これらの租税に關する不服申立てについての決定に關与する者又は当局(裁判所を含む)及び当該情報に關係を有する者以外のいかなる者又は当局にも開示してはならない。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものとして解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令

の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

第二十七條
この協定のいかなる規定も、両締約国の政府が、両締約国間の経済協力又は技術協力に關連して、租税につき特別に取り決めること(租税の免除につき取り決めることを含む)を妨げるものとして解してはならない。

第二十八條
この協定のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十九條
1 この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかにジャカルタで交換されるものとする。

2 この協定は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、双方の締約国において、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について適用する。

第三十條
この協定は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日から三年の期間が満了した後開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。

この場合には、この協定は、双方の締約国において、その通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について効力を失う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百八十二年三月三日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

櫻内義雄

インドネシア共和国政府のために

スルヨハディプロジ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「協定」という。）の署名に当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 協定第五条8に關し、一方の締約国内において専ら又は主として他方の締約国の企業のために行動する仲立人、問屋その他の代理人は、同条8に規定する独立の地位を有する代理人とされない。

2 協定第八条に關し、同条に規定する船舶を国際運輸に運用することによつて取得する利得は、自己の計算と責任において海運業を営む一方の締約国の企業が取得する利得に限る。

3 協定第十六条に關し、「法人の役員」には、インドネシアの居住者である法人の業務執行役員及び業務監督役員を含む。

4 協定第二十三条2(b)の規定の適用上、「納付するインドネシアの租税」には、同条2(b)に掲げる規定又は措置に従つて投資所得控除の適用を受けたことによりインドネシアの居住者である法人に生じた欠損金の繰越し又は繰戻しが行われないとしたならば納付されたとみられるインドネシアの租税の額は、含まない。ただし、同条2(a)(i)にいう改正された外国投資に関する千九百六十七年法第一号第十六条3の規定によりインドネシアの租税を免除又は軽減されたインドネシアの居住者である法人については、この限りでない。

5(a) 協定のいかなる規定も、インドネシアが、日本国の居住者である法人でインドネシア内

昭和五十七年五月十二日 参議院会議録第十七号

に恒久的施設を有するものの収益（船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得するものを除く。）に対し、協定第七条の規定に従い、千九百七十年法第十号によつて改正補足された千九百五十九年配当税規則第3条bに係る利子、配当及び使用料に対する税を課することを妨げるものと解してはならない。ただし、同条bがこの議定書の署名の日以後改正されていないこと又はその改正がその基本的性格に影響を及ぼさない程度の軽微な点についてのみのものであることを条件とする。この(a)に規定する税を課する場合において、当該収益が当該法人がインドネシア共和国政府又はインドネシアの關係国営石油会社との間の石油又は天然ガスに係る生産分と契約に基づいて取得する収益である場合を除くほか、この(a)に規定する税の額は、当該収益の額の十パーセントを超えないものとする。

(b) 日本国の居住者である法人でインドネシア内に恒久的施設を有するものがインドネシア共和国政府又はインドネシアの關係国営石油会社との間の石油又は天然ガスに係る生産分と契約に基づいて取得する収益に対する(a)に規定する税は、インドネシアにおいて、第三国の居住者である法人でインドネシア内に恒久的施設を有するものがインドネシア共和国政府又はインドネシアの關係国営石油会社との間の石油又は天然ガスに係る生産分と契約に基づいて取得する収益に対して課される(a)に規定する税よりも不利に課されることはない。

(c) この5の規定の適用上、「収益」とは、インドネシアの居住者でない法人がインドネシア内に恒久的施設に帰せられる利得の額から、当該利得に対して課されるインドネシアの租税（a)に規定する税を除く。）の額を控除した額をいう。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十二年三月三日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

櫻内義雄

インドネシア共和国政府のために

スルヨハディプロジ

審査報告書

南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年五月十一日

参議院議長 徳永 正利殿 外務委員長 稲嶺 一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、南極地域の動物相及び植物相の保存を図ることの重要性にかんがみ、南極条約協議国会議が勧告したこれらの保存のための措置の実施を図るため、南極地域における動物の捕獲及び植物の採取並びに南極地域への動物又は植物の持込み等の規制について所要の事項を定めたものであつて、妥当な措置と認めた。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年四月二十七日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案
南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、南極地域の動物相及び植物相の保存を図ることの重要性にかんがみ、南極条約協議国会議が南極条約第九条1の規定に基づき勧告した南極地域の動物相及び植物相の保存のための措置（以下単に「勸告措置」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「南極地域」とは、南緯六十度以南の陸域（氷棚の部分を含む。）をいう。

2 この法律において「南極哺乳類」とは、南極地域及びその周辺の海域に生息する哺乳類のうち勸告措置に係るものとして外務省令で定めるものをいう。

3 この法律において「南極鳥類」とは、南極地域及びその周辺の海域に生息する鳥類のうち勸告措置に係るものとして外務省令で定めるものをいう。

4 この法律において「特別保護地区」とは、生態系の保存が学術的に特に重要なものとして南極条約協議国会議が指定した地区で外務省令で定めるものをいう。

(行為の制限等)

第三条 国民は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 南極地域において、南極哺乳類若しくは南極鳥類を捕獲し、殺し若しくは傷つけること又は南極鳥類の卵を採取し若しくは傷つけること。

二 南極地域に動物又は植物（果実その他通常食用に供されるものを除く。）を持ち込むこと。

三 特別保護地区に立ち入ること又は特別保護地区に生育している植物を採取し若しくは傷つけること。

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

昭和五十七年五月十二日 参議院会議録第十七号

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
外二外 四七〇

2 前項に定めるもののほか、国民は、南極地域において、南極哺乳類又は南極鳥類の生息状態及び生息環境に影響を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

(適用除外)

第四条 前条第一項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

一 国が南極地域において実施する科学的調査に従事する者が、当該科学的調査のために行う行為

二 南極条約第七条に規定する監視員として指名された者が、当該監視員として行う行為

三 その他学術研究、博物館資料の収集等の必要に基づき外務大臣の許可を受けた者が、当該許可を受けたところに従つて南極地域において行う行為

第五条 前条第三号の許可を受けようとする者は、外務省令で定めるところにより、その行おうとする行為その他必要な事項を記載した申請書を外務大臣に提出しなければならない。

2 外務大臣は、前項の申請書の提出があつたときは、必要に応じ、文部大臣に協議するものとする。

3 前条第三号の許可には、条件を付し、又はこれを変更することができる。

4 外務大臣は、前条第三号の許可をしたときは、外務省令で定めるところにより、許可を受ける者に対し許可証を交付する。

5 前各項に定めるもののほか、前条第三号の許可に関し必要な事項は、外務省令で定める。

(報告)

第六条 外務大臣は、南極地域の動物相及び植物

相の保存のために必要があると認めるときは、第四条第三号の許可を受けた者に対して、当該許可に係る行為について報告を求めることができる。

(周知)

第七条 外務大臣は、勧告措置の概要を官報で公示するほか、南極地域に渡航する者その他の関係者にこの法律(これに基づく命令を含む。)の要旨の周知を図るため、適当な措置をとるものとする。

(経過措置)

第八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(罰則)

第九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反した者

二 第五条第三項の規定により付された許可の条件に違反した者

第十条 第六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超

えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(外務省設置法の一部改正)

2 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四号の次に次の一号を加える。

五 南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律(昭和五十七年法律第 号)の施行に関すること。

(稲嶺一郎君登壇、拍手)

○稲嶺一郎君 ただいま議題となりました条約二件及び法律案一件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、スリランカとの投資保護協定は、わが国とスリランカとの間で、投資の許可について相互に最恵国待遇を与えること、投資財産、収益、事業活動、出訴権等について相互に内国民待遇及び最恵国待遇を与えることを定めるとともに、投資財産及び収益が収用または国有化された場合の補償措置、送金の自由等について規定したものであります。

次に、インドネシアとの租税協定は、これまでわが国が諸外国との間で締結した租税条約と同様に、わが国とインドネシアとの間で、相手国で事業を営む場合の企業利得に対する相手国の課税基準、国際運輸業所得に対する相手国の租税の免除、配当、利子及び使用料に対する源泉地の租税の軽減等を定めるとともに、それぞれの国内法に従って二重課税を排除する方法を規定したものであります。

最後に、南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案は、南極条約協議国会議が勧告した「南極地域の動物相及び植物相の保存に関する措置」を実施するため、日本国民が南極地域に固有の哺乳類または鳥類を殺傷しまたは捕獲すること、南極地域に動植物を持ち込むこと、南極地域の特別保護地区において植物を採取すること等を規制しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

昨十一日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、スリランカとの投資保護協定及びインドネシアとの租税協定はいずれも多数をもって承認すべきものと決定し、南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これより採決をいたします。

まず、投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件並びに所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件を一括して採決いたします。

両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。よって、両件は承認することに決しました。

四七一

昭和五十七年五月十二日 参議院会議録第十七号 地方交付税法等の一部を改正する法律案外一件
十五億円を減額した額を加え、同項第二号の表を次のように改める。

年 度	金 額
昭和五十二年度	百二十四億円
昭和五十三年度	四百七十億円
昭和五十四年度	五百三十六億円
昭和五十五年度	五百四十九億六千万円
昭和五十六年度	三百八十億円
昭和五十七年度	三百八十億円
昭和五十八年度	三百八十億円
昭和五十九年度	三百八十億円
昭和六十年	三百七十億円
昭和六十一年度	三百七十億円

附則第八条第一項第三号中「若しくは第十項」を、「第十項若しくは第十二項」に改める。

附則第八条の三第二項第三号中「若しくは第十項」を、「第十項若しくは第十二項」に改め、同条に次の二項を加える。

11 昭和五十七年度における第一項の借入純増加額については、同項の規定にかかわらず、その十分の十に相当する額の臨時地方交付金を、交付税及び譲与税配付金特別会計法の定めるところにより、昭和六十三年度から昭和七十二年までの各年度において一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れるものとする。

12 昭和五十七年度における第一項の借入純増加額に係る前項の規定による臨時地方交付金の額は、次の表の上欄に掲げる年度に応じ、当該下欄に掲げる額とする。

年 度	臨時地方交付金の額
昭和六十三年	百四十億円
昭和六十四年度	百五十億円
昭和六十五年度	百七十億円
昭和六十六年度	百九十億円
昭和六十七年度	百九十億円
昭和六十八年度	二百十億円
昭和六十九年度	二百三十億円
昭和七十年	二百五十億円
昭和七十一年度	二百七十億円
昭和七十二年	二百九十八億円

別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき	費 用
二 土木費				六、〇九六、〇〇〇円

1 道路橋り よう費	(1) 経常経 費	(2) 投資的 経費	2 河川費	(1) 経常経 費	(2) 投資的 経費	3 港湾費	(1) 経常経 費	(2) 投資的 経費	4 その他の 土木費	(1) 経常経 費	(2) 投資的 経費	3 教育費	1 小学校費	2 中学校費	3 高等学校 費	(1) 経常経 費	(2) 投資的 経費	4 特殊教育 諸学校費
道路の面積	道路の延長	河川の延長	河川の延長	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	港湾(漁港を含む)における外郭施設の延長	人口	人口	教職員数	教職員数	教職員数	生徒数	生徒数	生徒数	生徒数	生徒数	生徒数	生徒数	生徒数
千平方メートルにつき	一キロメートルにつき	一キロメートルにつき	一キロメートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
二〇五、〇〇〇	三、七四八、〇〇〇	七三、一〇〇	七二、〇〇〇	二二、六〇〇	九、八七〇	六二五	三、二〇〇	二、九二〇、〇〇〇	三、〇五七、〇〇〇	五、〇二六、〇〇〇	三四、五〇〇	三五、六〇〇						

昭和五十七年五月十二日 参議院会議録第十七号 地方交付税法等の一部を改正する法律案外一件

費	(1) 経常経費	教職員数	一人につき	二、九〇七、〇〇〇
5 教育費	(2) 投資的経費	児童及び生徒の数	一人につき	一一三、〇〇〇
	(1) 経常経費	学級数	一学級につき	五七〇、〇〇〇
4 厚生労働費	(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	九三〇、〇〇〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	二、四二〇
3 生活保護費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	四、〇三〇
	(1) 経常経費	町村部人口	一人につき	一、九〇〇
2 社会福祉費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	五三七
	(1) 経常経費	人口	一人につき	三、三八〇
1 労働費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	四五五
	(1) 経常経費	失業者数	一人につき	五二四、〇〇〇
5 産業経済費	(2) 投資的経費	農家数	一戸につき	五四、〇〇〇
	(1) 経常経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	五〇、九〇〇
2 林野行政費	(2) 投資的経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	二、四七〇
	(1) 経常経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	六、〇五〇
3 水産行政費	(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき	一二六、〇〇〇
	(1) 経常経費	水産業者数	一人につき	六七、七〇〇

市町村	一 消防費	二 土木費	人口	一人につき	五、四一〇
九 財源対策債償還費	(1) 経常経費	水産業者数	一人につき	一二六、〇〇〇	
	(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき	六七、七〇〇	
四 商工行政費	(1) 経常経費	人口	一人につき	一、三一〇	
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、〇三三、〇〇〇	
六 その他の行政費	(1) 経常経費	道府県税の税額	千円につき	四〇	
	(2) 投資的経費	恩給受給権者数	一人につき	一、〇三三、〇〇〇	
三 諸費	(1) 経常経費	人口	一人につき	三、二四〇	
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	三、五二〇	
七 災害復旧費	(1) 経常経費	面積	一平方キロメートルにつき	九二八、〇〇〇	
	(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	九五〇	
八 地方税減収補てん償還費	(1) 経常経費	地方税の減収補てん償還金	千円につき	一六八	
	(2) 投資的経費	地方税の減収補てん償還金	千円につき	一七八	

四七四

1	道路橋り よう費	道路の面積	千平方メートルにつき	八八、九〇〇
(1)	經常経 費	道路の延長	一キロメートルにつき	四二二、〇〇〇
(2)	投資的 経費	道路の延長	一キロメートルにつき	四二二、〇〇〇
2	港湾費	港湾（漁港を含 む）における係 留施設の延長	一メートルにつき	一九、三〇〇
(1)	經常経 費	港湾（漁港を含 む）における係 留施設の延長	一メートルにつき	一九、三〇〇
(2)	投資的 経費	港湾（漁港を含 む）における外 郭施設の延長	一メートルにつき	九、八七〇
3	都市計画 費	都市計画区域に おける人口	一人につき	五二二
(1)	經常経 費	都市計画区域に おける人口	一人につき	五二二
(2)	投資的 経費	都市計画区域に おける人口	一人につき	八二九
4	公園費	人口	一人につき	三〇一
(1)	經常経 費	人口	一人につき	三〇一
(2)	投資的 経費	人口	一人につき	三六〇
5	下水道費	人口集中地区人 口	一人につき	一九九
6	その他の 土木費	人口	一人につき	七〇八
(1)	經常経 費	人口	一人につき	七〇八
(2)	投資的 経費	人口	一人につき	四六一
三	教育費			
1	小学校費	児童数	一人につき	二五、〇〇〇
(1)	經常経 費	児童数	一人につき	二五、〇〇〇
(2)	投資的 経費	児童数	一人につき	四八七、〇〇〇

2	中学校費	学校数	一校につき	四、四一〇、〇〇〇
(2)	投資的 経費	学校数	一校につき	四、四一〇、〇〇〇
(1)	經常経 費	生徒数	一人につき	二、三〇〇
3	高等学校 費	学校数	一校につき	六三三、〇〇〇
(2)	投資的 経費	学校数	一校につき	四、四一六、〇〇〇
(1)	經常経 費	学級数	一学級につき	四二一、〇〇〇
4	その他の 教育費	教職員数	一人につき	五、二二七、〇〇〇
(2)	投資的 経費	生徒数	一人につき	三四、一〇〇
(1)	經常経 費	生徒数	一人につき	二〇、七〇〇
4	厚生労働費	人口	一人につき	四、一七〇
(2)	投資的 経費	人口	一人につき	一九一
(1)	經常経 費	人口	一人につき	一九一
1	生活保護 費	市部人口	一人につき	三、七〇〇
2	社会福祉 費	人口	一人につき	一、九九〇
(1)	經常経 費	人口	一人につき	一、九九〇
(2)	投資的 経費	人口	一人につき	五三七
3	保健衛生 費	人口	一人につき	一、八一〇
4	清掃費			

昭和五十七年五月十二日 参議院會議録第十七号

地方交付税法等の一部を改正する法律案外一件

(1) 経常経費	(2) 投資的経費	五 産業経済費	1 農業行政費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	2 商工行政費	3 その他の産業経済費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	六 その他の行政費	1 徴税費	2 戸籍住民基本台帳費	3 その他の諸費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費
人口	人口	失業者数	農家数	農家数	農家数	人口	林業、水産業及び鉱業の従業者数	林業、水産業及び鉱業の従業者数	林業、水産業及び鉱業の従業者数	世帯数	世帯数	世帯数	人口	人口	面積
一人につき	一人につき	一人につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一世帯につき	一世帯につき	一世帯につき	一人につき	一人につき	一平方キロメートルにつき
三、八一〇	四九二	五二四、〇〇〇	二六、八〇〇	一五、二〇〇	五八四	一八、五〇〇	二四、八〇〇	八、一〇〇	三、四七〇	七、九三〇	八〇四、〇〇〇	二、〇〇〇	三二九、〇〇〇		

七 災害復旧費	八 辺地対策事業債償還費	九 地方税減収補てん償還費	十 財源対策債償還費
災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	地方税の減収補てんのため昭和五十一年度から昭和五十六年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	昭和五十一年度から昭和五十六年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
九五〇	八〇〇	一六八	一七八

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正）
 第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和四十六年度から昭和七十年度まで」を「昭和四十六年度から昭和七十一年度まで」に、「昭和五十六年度から昭和五十八年度までの各年度分」を「昭和五十六年度分」に、「以下「昭和五十六年度分等の借入金限度額」という。」を「昭和五十九年度から昭和七十年度までの各年度分については昭和五十六年度分等の借入金限度額を、以下「昭和五十六年度分の借入金限度額」という。」に、昭和五十七年度分及び昭和五十八年度分については昭和五十六年度分の借入金限度額に二千九十八億円を加算した額（以下「昭和五十七年度分等の借入金限度額」という。）に、昭和五十九年度から昭和七十一年度までの各年度分については昭和五十七年度分等の借入金限度額に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除	額
昭和五十九年度		二千五百八十億円
昭和六十年度		五千四百八十億円
昭和六十一年度		六千五百九十億円
昭和六十二年度		七千三百五十億円

昭和五十七年五月十二日 参議院會議録第十七号 地方交付税法等の一部を改正する法律案外一件

昭和六十三年年度	八千二百億円
昭和六十四年度	九千億円
昭和六十五年度	九千九百九億八千万円
昭和六十六年度	九千一百一億円
昭和六十七年度	七千九百三十億円
昭和六十八年度	七千一百十億円
昭和六十九年度	四千九百五十億円
昭和七十年年度	千七百九十億円
昭和七十一年度	五百三十九億六千八百万円

附則第五項中「昭和五十六年度」を「昭和五十七年度」に改める。

附則第八項中「同号に掲げる額と第三号に掲げる額との」を「第一号から第三号までに掲げる額の」に、「第二号から第四号まで」を「第一号から第五号まで」に、「昭和六十二年年度から昭和六十七年度までの各年度分にあつては第二号から第七号まで」を「昭和六十二年年度分にあつては第二号から第七号までに掲げる額の合算額を加算した額とし、昭和六十三年度から昭和六十七年度までの各年度分にあつては第二号から第八号まで」に、「第三号から第七号まで」を「第三号から第八号まで」に、「第四号から第七号まで」を「第四号から第八号まで」に、「第五号から第七号まで」を「第五号から第八号まで」に、「第六号に掲げる額と第七号に掲げる額との合算額」を「第六号から第八号までに掲げる額の合算額を加算した額とし、昭和七十二年度分にあつては第八号に掲げる額」に改め、同項第一号の表を次のように改める。

年 度	金 額
昭和五十二年年度	百二十四億円
昭和五十三年年度	四百七十億円
昭和五十四年度	五百三十六億円
昭和五十五年年度	五百四十九億六千万円
昭和五十九年度	三百八十億円
昭和六十年年度	三百八十億円
昭和六十一年度	三百七十五億円

附則第八項に次の一号を加える。

八 次の表の上欄に掲げる当該各年度分に応ずる当該下欄に掲げる地方交付税法附則第八条の三第十二項に規定する臨時地方特例交付金の額

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和六十三年年度	百四十億円
昭和六十四年度	百五十億円
昭和六十五年度	百七十億円
昭和六十六年度	百九十億円

昭和六十七年度	百九十億円
昭和六十八年度	二百十億円
昭和六十九年度	二百三十億円
昭和七十年年度	二百五十億円
昭和七十一年度	二百七十億円
昭和七十二年度	二百九十八億円

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第三条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出しを「(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)」に改め、同条第一項中「こえる」を「超える」に、「については、国は、毎会計年度、当該年度分の元利償還金のうち政令で定める額に相当する金額の地方債元利補給金を当該地方公共団体に交付するものとする」を「に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に對して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする」に改め、同条第二項中「については、国は、毎会計年度、当該年度分の元利償還金のうち政令で定める額に相当する額の地方債元利補給金を当該市町村に交付するものとする」を「に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に對して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする」に改め、同条第四項中「並びにこれらの規定による地方債元利補給金の交付」を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の地方交付税法(以下「新法」という。)の規定は、次項に定めるもののほか、昭和五十七年度分の地方交付税が

3 新法第十二条第二項の表第三十五号の規定は、この法律の施行の日以後に発行を許可された地方債に係る元利償還金について適用し、同日前に発行を許可された地方債に係る元利償還金については、なお従前の例による。

4 第三条の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十四条の規定は、この法律の施行の日以後に発行を許可された地方債について適用し、同日前に発行を許可された地方債については、なお従前の例による。

審査報告書

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十七年五月十一日
地方行政委員長 上條 勝久
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、警察官の職務に協力援助し、又は消防作業等に從事し災害を受けた者等に係る年金である給付又は補償を受ける権利を担保として小口貸付けを受けることができるよう措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に
関する法律及び消防団員等公務災害補償等共
済基金法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年四月二十三日

衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に
関する法律及び消防団員等公務災害補償等共
済基金法の一部を改正する法律案

警察官の職務に協力援助した者の災害給付
に關する法律及び消防団員等公務災害補償
等共済基金法の一部を改正する法律

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に
關する法律の一部改正

第一条 警察官の職務に協力援助した者の災害給
付に關する法律(昭和二十七年法律第二百四十
五号)の一部を次のように改正する。

第十条中「差し押さえる」を「差し押さえる」に改
め、同条に次のただし書を加える。

ただし、年金である傷病給付、障害給付又は
遺族給付を受ける権利を国民金融公庫又は
沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合
は、この限りでない。

(消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部
改正)

第二条 消防団員等公務災害補償等共済基金法
(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のよう
に改正する。

第一条中第三十六条の二第一項を「第三十
六条の三第一項」に改める。

第二十四条第一項中「非常勤消防団員又は非

常勤の消防団長若しくは消防団員に係る」を削
る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

(国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法
律の一部改正)

2 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法
律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次の
ように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

八 警察官の職務に協力援助した者の災害給
付に關する法律(昭和二十七年法律第二百
四十五号)第五条第一項(給付の種類)に規
定する傷病給付、障害給付及び遺族給付で
年金として給されるもの(同法第十条の規
定を準用する他の法律に基づく給付でこれ
らに相当するものを含む)並びに消防法
(昭和二十三年法律第八十六号)第三十六
条の三第一項(同条第二項において準用す
る場合を含む)、水防法第三十四条(第十
七条の規定により水防に従事した者に対す
る災害補償)及び災害対策基本法(昭和三十
六年法律第二百二十三号)第八十四条第一
項(応急措置の業務に従事した者に対する
損害補償)の規定に基づく水害予防組合の組
合の議決を含む)による補償で年金として
給されるもの

「上條勝久君登壇、拍手」

〇上條勝久君 ただいま議題となりました二法案
のうち、地方交付税法等の一部を改正する法律案
は、地方財政の状況にかんがみ、公共施設の整備
等財政需要の増加に対処するため各種単位費用等
を改正し、昭和五十七年度分の地方交付税の総額

の特例を設けるほか、激甚災害に係る小災害債の
元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入す
ること等を主な内容とするものであります。

昭和五十七年度に交付される地方交付税総額
は、九兆三千三百億圓が予定されております。

委員会におきましては、参考人より意見を聴取
する等慎重な審査を行い、その間税収見込みと地
方財源措置、基準財政需要額の算定方法の適正
化、補助金の削減と地方への負担軽減、地方公務
員の給与及び定数管理等の諸問題について熱心な
質疑が行われました。

質疑を終局し、次いで日本社会党、公明党・国
民会議、日本共産党、民社党・国民連合共同提案に
よる地方交付税率の引き上げ等を内容とする修正
案について山田委員より趣旨説明が行われまし
た。なお、本修正案に対し自治大臣から、政府と
しては賛成いたしかねるとの意見が述べられまし
た。

討論に入りましところ、日本社会党を代表し
て鈴木委員、公明党・国民会議を代表して大川委
員、日本共産党を代表して神谷委員、民社党・国
民連合を代表して伊藤委員より修正案に賛成、原
案に反対の意見が、また、自由民主党・自由国民
会議を代表して名尾委員より修正案に反対、原案
に賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数
をもって否決され、本法律案は多数をもって原案
どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、警察官の職務に協力援助した者の災害給
付に關する法律及び消防団員等公務災害補償等共
済基金法の一部を改正する法律案は、警察官の職
務に協力援助し、または消防作業等に従事し災害
を受けた者等に係る年金の受給権を担保として小
口貸し付けを受けられるよう改正しようとするも
のであります。

委員会におきましては、災害給付制度の運用と
あり方、消防団員等に対する災害補償制度の改善
問題等について熱心な質疑が行われました。

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の
改定に關する法律等の一部を改正する法律案外一件

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法
律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきも
のと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

〇副議長(秋山長造君) これより採決をいたしま
す。

まず、地方交付税法等の一部を改正する法律案
の採決をいたします。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

次に、警察官の職務に協力援助した者の災害給
付に關する法律及び消防団員等公務災害補償等共
済基金法の一部を改正する法律案の採決をいたし
ます。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇副議長(秋山長造君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって可決されまし
た。

〇副議長(秋山長造君) 日程第六 昭和四十二年
度以後における国家公務員共済組合等からの年金
の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律
案

日程第七 昭和四十二年以後における公共企
業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給
する年金の額の改定に關する法律及び公共企業体
職員等共済組合法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長遠
藤要君。

昭和五十七年五月十二日 参議院會議録第十七号

審査報告書

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右は多数をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年五月十一日

内閣委員長 遠藤 要

参議院議長 徳永 正利殿

附則第一条第一項中「昭和五十七年五月一日」を「公布の日」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「昭和五十七年四月一日」を「昭和五十七年四月一日から、第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(附則第三条において「改正後の施行法」という。)の規定は同年五月一日に改める。

附則第三条第一項中「第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(次項において「改正後の施行法」という。)」を「改正後の施行法」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国家公務員共済組合等からの年金の額につき恩給法等の改正内容に準じてその引上げを図る等所要の措置を講ずるほか、掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引上げ等を行うものとして、必要な措置と認め、施行期日について所要の修正を行った。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案施行により、昭和五十七年度において必要な経費は約二百二十億三千万円であるが、このうち約七億九千万円が昭和五十七年度一般会計予算に計上されている。

地方交付税法等の一部を改正する法律案外一件
改定に関する法律等の一部を改正する法律案外一件

附帯決議

政府は、共済組合制度の充実を図るため、次の事項について、なお一層努力すべきである。

一、国家公務員共済組合等及び公共企業体職員等共済組合からの既裁定年金の年金額の改定実施時期については、従来の経緯にかんがみ、恩給法の施行時期との関連につき今後引き続き検討すること。

一、遺族年金については、給付水準、遺族要件等の適正化につき更に検討を進めること。

一、共済年金の成熟度の進捗に伴い、その財源措置及び制度の充実を図るため、逐次その統合化について検討を進めるとともに、国の社会福祉に関する使命にかんがみ、各種年金制度の整合性について、更に国民の合意が得られるよう十分検討すること。

右決議する。

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年四月二十三日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

(小字及び一は衆議院修正)

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部)

部改正

第一条 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第一条の七第二項中「第一条の十四」を「第一条の十五」に改める。

第一条の十四第九項中「この項において」を削り、「その者を」と「その者は」に、「者」とみなしてを「ものとして」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十七年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の十五 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十七の仮定俸給(同条第七項若しくは第九項の規定又は同条第十項において準用する第一条第六項の規定により前条第七項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の十八の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達してゐる年金に限る。次項において同じ。)を受け

る者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、その年金の額を、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段

の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 当該年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数から最短期間年限の年数を控除した年数(以下この項において「控除後の年数」という。)一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の三分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の二)に相当する金額

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 控除後の年数一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二)に相当する金額

三 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の二)」とあるのは「三分の二」と、同項第二号中「六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二)」とあるのは「六百分の二」とする。

4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十七年五月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 七十九万二百円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十九万二千七百円

二 旧法の規定による廃疾年金に相当する年

金の規定を準用する。

金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間年金に達しているものに係る年金 七十九万二千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間年金に達しているものに係る年金 五十九万二千七百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が六年以上のものに係る年金(イ及びロに掲げる年金を除く) 四十七万四千円

ニ イからハまでに掲げる年金以外の年金 三十九万五千円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 五十一万三千八百円

5 前各項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十七年五月分以後、前各項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該年金の額とする。この場合においては、第一条の九第五項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 十二万円

二 遺族である子二人以上を有する場合 二十二万円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 十二万円

6 第一条の十三第九項及び第十項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第九項中「前項各号の一」とあるのは「第一条の十五第五項各号の一」と、「第一項から第三項

まで及び第六項」とあるのは「第一条の十五第八項」とあるのは「第一条の十五第五項」と読み替えるものとする。

7 前各項の規定の適用を受けてその額が改定された年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額(その額につき、第五項の規定の適用があつた場合には、その額から同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が五十二万円に満たないときは、昭和五十七年八月分以後、その額を、五十二万円に改定する。

8 第五項及び第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が妻である場合について準用する。

9 前条第九項の規定は、旧法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当する年金を受ける者で、前各項の規定のうち年齢特例規定に規定する年齢に達していないものについて準用する。

10 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

11 第一項から第三項まで又は第九項の規定により年金額を改定された旧法の規定による退職年金に相当する年金で、その額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十八の仮定俸給の額が三十四万六千八百七十円以上であるものについては、昭和五十八年三月分まで、第一項から第三項まで又は第九項の規定による改定後の年金額とこれらの規定の適用がないものとした場合における年金額との差額の三分の一に相当する金額の支給を停止する。

第二条第五項及び第二条の二第三項中「第二条の十四」を「第二条の十五」に改める。

第二条の十四第十一項中「その年金の額の算定に關し一定の年齢以上の者について特別の定めをしてゐるもの」を「年齢特例規定」に改め、

同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十七年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)

第二条の十五 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十七の仮定俸給(同条第七項の規定又は同条第十二項において準用する第一条第六項の規定により前条第七項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金)については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に

対応する別表第一の十八の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十八」と読み替へるものとする。

2 第一条の十五第二項の規定は前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年金に達している年金に限る。以下この項において同じ)を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合において、同条第三項の規定は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合において、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは「殉職年金又は障害遺族年金」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二条の十五第二項の規定により読み替へられた前項」と読み替へるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十七

年五月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の二十三に定める障害の等級に該当する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、二十一万円を加えた額)

二 殉職年金 百二十万三千円

三 障害遺族年金 九十三万四千円

4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者については、これらの規定により算定した額に九万六千円を加えた額をもつて、これらの年金の額とする。この場合においては、第二条の九第五項の規定を準用する。

5 障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については十四万四千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一万二千円(そのうち二人までについては、一人につき四万二千円)(配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り九万六千円)を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

6 殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第二号に掲げる額に第一号に掲げる額を加えた額又は同項第三号に掲げる額に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれ同項第二号又は第三号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族一人につき一万二千円(そのうち二人までについては、一人につき四万二千円)

二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

7 前各項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額(第四項の規定の適用があつた年金を除く)については、昭和五十七

昭和五十七年五月十二日 参議院會議録第十七号

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 四八〇

た場合には、同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額が、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十七年八月分以後、その年金の額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の二十四に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、二十一万円を加えた額)

二 殉職年金 百二十二万四千円

三 障害遺族年金 九十五万五千円

8 第四項の規定は、前項第二号又は第三号の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者について準用する。

9 第五項の規定は、障害年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するものの当該年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「第三項第一号」とあるのは、「第七項第一号」と読み替えるものとする。

10 第六項の規定は、殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するもののこれらの年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第六項中「第三項第二号」とあるのは、「第七項第二号」と読み替えるものとする。

11 第一条の十四第九項の規定は、障害年金、殉職年金又は障害遺族年金を受ける者で、前各項の規定のうち年齢特別規定に規定する年齢に達していないものについて準用する。

12 第一条第六項の規定は、第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第三条の十四の次に次の一条を加える。

(昭和五十七年度における旧法による年金の額の改定)

第三条の十五 第一条の十五の規定は前条の規定の適用を受ける年金(第三条第一項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。)の額の改定及び当該改定に係る年金の支給の停止について、第二条の十五の規定は前条の規定の適用を受ける年金(第三条第二項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。)の額の改定について、それぞれ準用する。

第四条第一項中「第十条の五」を「第十条の六」に改め、同条第五項中「及び第十条の五第二項」を「第十条の五第二項及び第十条の六第四項」に改める。

第十条の五 第一項中「遺族年金」の下に「次条において「昭和五十五年三月三十一日以前の年金」という。を加え、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十七年度における新法による年金等の額の改定)

第十条の六 昭和五十六年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員(第四項及び第五項の規定の適用を受ける者を除く。)及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員(当該期間内において、給与に関する法令(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)の新法第二十条第一項第五号に規定する俸給に係る昭和五十六年度における改正後の規定(以下この項及び第十五条の六第一項において「新俸給規定」という。)の適用を受けない期間(以下この項及び第十五条の六第一項において「俸給調整期間」という。)のある管理職員等(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第九十六号)附則第三項に規定する管理職員及びこれに相当する者として政令で定める者をいう。)に該当する者(以下この項及び第十五条の六第一項において「俸給調整適用者」という。)に限る。)に係る新法の規定により退職年金、減額退職年金、

廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについては、同年五月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二条第二項若しくは施行法第二十条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合において、第十条の二第一項後段の規定を準用する。

一 昭和五十五年三月三十一日以前の年金

当該年金の額を前条第一項の規定により改定する場合その改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二十条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その加えて得た額のうち新法第四十二条第二項又は施行法第二十条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額とみなされた額に係るものについて、その額が五百四万円を超える場合には、五百四万円)

二 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る年金 当該年金の額(その年金の額について年金額の最低保障に関する新法及び施行法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつている新法第四十二条

第二項若しくは施行法第二十条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額にその額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その加えて得た額のうち新法第四十二条第二項又は施行法第二十条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額に係るものについては、その額が五百四万円を超える場合には、五百四万円)

三 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした俸給調整適用者に係る年金 俸給調整期間に係る新法第二十条第一項第五号に規定する俸給について新俸給規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき新法第四十二条第二項若しくは施行法第二十条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額

2 第一条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定により年金額を改定された新法の規定による退職年金又は減額退職年金で、その年金額の算定の基礎となつている新法第四十二条第二項又は施行法第二十条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額とみなされた額が四百十六万二千四百円以上であるものについては、昭和五十八年三月分まで、前二項の規定による改定後の年金額と前二項の規定の適用がないものとした場合における年金額との差額の三分の一に相当する金額(その金額が第一号に掲げる年金額と第二号に掲げる年金額との差額に相当する

金額を超えるときは、その差額に相当する金額の支給を停止する。

一 前二項の規定による改定後の年金額

二 前二項の規定による改定後の年金額の算定の基礎となつてゐる新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額が四百十六万二千三百九十九円であるとして前二項の規定により年金額を改定するものとした場合における改定後の年金額

4 前三項の規定は、昭和五十六年三月三十一日以前に新法の退職をした衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについて準用する。

5 第一項から第三項までの規定は、前条第三項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについて準用する。

第十五条の五の次に次の一条を加える。
(昭和五十七年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第十五条の六 昭和五十六年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（第五項の規定の適用を受ける者を除く。）及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員（俸給調整適用者に限る。）に係る新法の規定による通算退職年金（第三項において「昭和五十六年三月三十一日以前の通算退職年金等」という。）で、昭和五十七年四月三十日において現に支給されてい

るものについては、同年五月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 五十三万三千七百六十六円

二 通算退職年金の仮定俸給（次のイ、ロ又はハに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十五年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その加えて得た額が五百四万円を超える場合には、五百四万円）を十二で除して得た額は、五百四万円）を十二で除して得た額

ロ 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金の額の算定の基礎となつてゐる俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その加えて得た額が五百四万円を超える場合には、五百四万円）を十二で除して得た額は、五百四万円）を十二で除して得た額

ハ 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした俸給調整適用者に係る通算退職年金 俸給調整期間に係る新法第二条第一項第五号に規定する俸給について新俸給規定の適用を受けていたとしたならば当該通算退職年金の額の算定の基礎となるべき新法第四十二条第二項に規定する俸給の額

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の」とあるのは「次条第一項の」と、「次項第一号」とあるのは「次条第一項の」と、「前項第二号」とあるのは「次条第一項第二号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「次条第一項の規定及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

3 昭和五十六年三月三十一日以前の通算退職年金等に係る通算遺族年金で、昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについては、同年五月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

4 第一項及び第二項の規定により年金額を改定された通算退職年金で、その算定の基礎となつてゐる第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額が四百十六万二千四百円以上であるものについては、昭和五十八年三月分まで、これらの規定による改定後の年金額のうち同号に規定する

通算退職年金の仮定俸給に係る部分の額とこれらの規定の適用がないものとした場合における年金額のうち前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給（第一項第二号ロ又はハに掲げる通算退職年金にあつては、当該通算退職年金の額の算定の基礎となつてゐる俸給）に係る部分の額との差額の三分の一に相当する金額（その金額が第一号に掲げる年金額と第二号に掲げる年金額との差額に相当する金額を超えるときは、その差額に相当する金額）の支給を停止する。

一 第一項及び第二項の規定による改定後の年金額

二 第一項及び第二項の規定による改定後の年金額に係る第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給の額が三十四万六千八百六十六円であるとして同項及び第二項の規定により年金額を改定するものとした場合における改定後の年金額

5 前各項の規定は、前条第五項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについて準用する。

第十六条中「第一条の十四」を「第一条の十五」に、「第二条の十四」を「第二条の十五」に、「第三条の十四」を「第三条の十五」に、「第十条の五」を「第十条の六」に改める。

第十七条中「第十五条の五」を「第十五条の六」に、「第三条の十四」を「第三条の十五」に改める。

第十八条中「第十五条の五」を「第十五条の六」に改める。

昭和五十七年五月十二日 参議院會議録第十七号 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 四八二

別表第一の十八(第一条の十五、第二条の十五関係)

別表第一の十七の仮定俸給	仮定俸給
七二、〇八〇円	七六、〇五〇円
七五、〇二〇	七九、一四〇
七六、八三〇	八一、〇五〇
七八、六六〇	八二、九八〇
八〇、七三〇	八五、一七〇
八三、六七〇	八八、二七〇
八六、二一〇	九〇、九五〇
八八、五六〇	九三、四三〇
九一、四三〇	九六、四六〇
九四、三二〇	九九、五〇〇
九七、四八〇	一〇二、八四〇
一〇〇、六七〇	一〇六、二〇〇
一〇四、六五〇	一一〇、四一〇
一〇七、一八〇	一一三、〇七〇
一一〇、四六〇	一一六、四九〇
一一三、六四〇	一二〇、八三〇
一一六、九八〇	一二四、四五〇
一二〇、六八〇	一二八、二二〇
一二三、五六〇	一三三、三二〇
一二六、八七〇	一四〇、〇九〇
一三〇、二一〇	一四七、五八〇
一三三、〇四〇	一五〇、四一〇
一三七、三三〇	一五五、〇五〇
一四〇、二一〇	一六〇、二五〇
一四三、八七〇	一六三、三二〇
一四七、三三〇	一七二、二〇〇
一五〇、二六〇	一七六、五八〇
一五三、二六〇	一八一、二〇〇
一五七、七七〇	一八〇、〇五〇
一六〇、三九〇	一九八、九八〇
一九一、六一〇	二〇一、三〇〇
一九八、六八〇	二〇八、六八〇
二〇八、六九〇	二一九、一五〇
二一八、六一〇	二二九、五一〇
二二四、七四〇	二三五、九三〇

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十七の仮定俸給の額が四六七、二二〇円を超える場合においては、その額に〇・九七四を乗じて得た額に三五二、四〇〇円を十二で除して得た額を加えた額(その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。)をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の十七の次に次の一表を加える。

別表第三の十八(第二条の十五関係)

別表第一の十八の下欄に掲げる仮定俸給	率
三一五、六三〇円以上のもの	一三三・〇割
二九二、四九〇円を超え三一五、六三〇円未満のもの	一三三・八割

二三〇、七二〇	二四二、一七〇
二四二、八六〇	二五四、八五〇
二五四、七三〇	二六七、二六〇
二五七、〇五〇	二六九、六八〇
二六六、二八〇	二七九、三三〇
二七七、九二〇	二九一、四九〇
二八九、五一〇	三〇三、六〇〇
三〇一、〇二〇	三一五、六三〇
三〇八、二六〇	三二七、二〇〇
三一六、〇一〇	三三九、二九〇
三三〇、九一〇	三四六、八七〇
三四五、九八〇	三六二、六二〇
三五三、五八〇	三七〇、五六〇
三六〇、七八〇	三七八、〇八〇
三七五、〇七〇	三九三、〇一〇
三八一、四四〇	三九九、六八〇
三八八、六四〇	四〇七、〇四〇
四〇一、六八〇	四二〇、〇八〇
四一五、六三〇	四三三、〇三〇
四二〇、三四〇	四三六、七四〇
四二〇、九一〇	四三九、三一〇
四二三、五三〇	四四一、八八〇
四二九、七二〇	四四七、九一〇
四四二、二〇〇	四六〇、〇七〇
四五四、七〇〇	四七二、二四〇
四六〇、八八〇	四七八、二七〇
四六七、二二〇	四八四、四三〇

二七九、三三〇円を超え二九一、四九〇円以下のもの	二四・五割
二六九、六八〇円を超え二七九、三三〇円以下のもの	二四・八割
一九〇、〇五〇円を超え二六九、六八〇円以下のもの	二五・〇割
一八一、二〇〇円を超え一九〇、〇五〇円以下のもの	二五・五割
一六三、三二〇円を超え一八一、二〇〇円以下のもの	二六・一割
一三三、三二〇円を超え一六三、三二〇円以下のもの	二六・九割
一二八、二二〇円を超え一三三、三二〇円以下のもの	二七・四割
一一九、八三〇円を超え一二八、二二〇円以下のもの	二七・八割
一一六、四九〇円を超え一一九、八三〇円以下のもの	二九・〇割
一一三、〇七〇円を超え一一六、四九〇円以下のもの	二九・三割
九九、五〇〇円を超え一一三、〇七〇円以下のもの	二九・八割
八八、二七〇円を超え九九、五〇〇円以下のもの	三〇・二割
八五、一七〇円を超え八八、二七〇円以下のもの	三〇・九割
八二、九八〇円を超え八五、一七〇円以下のもの	三一・九割
八一、〇五〇円を超え八二、九八〇円以下のもの	三二・七割
七九、一四〇円を超え八一、〇五〇円以下のもの	三三・〇割
七六、〇五〇円を超え七九、一四〇円以下のもの	三三・四割
七六、〇五〇円のもの	三四・五割

別表第四の二十二の次に次の二表を加える。

別表第四の二十三(第二)条の十五関係

障害の等級	年	金	額
一 級		三、九二五、〇〇〇円	
二 級		三、二五六、〇〇〇円	
三 級		二、六七二、〇〇〇円	
四 級		二、一〇五、〇〇〇円	
五 級		一、七〇〇、〇〇〇円	
六 級		一、三六六、〇〇〇円	

備考
別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第四の二十四(第二)条の十五関係

障害の等級	年	金	額
一 級		三、九五五、〇〇〇円	
二 級		三、二八六、〇〇〇円	

昭和五十七年五月十二日 参議院会議録第十七号 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 四八三

級	級	級	級
三	二、六九七、〇〇〇円		
四	二、一三〇、〇〇〇円		
五	一、七二〇、〇〇〇円		
六	一、三八六、〇〇〇円		

備考
別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第十一の次に次の一表を加える。

別表第十二(第十)条の六、第十五条の六関係

俸 給	年 額	率	金 額
一、二八〇、〇〇〇円未満のもの	一・〇五五		〇円
一、二八〇、〇〇〇円以上四、六二二、二二三円未満のもの	一・〇四五		二二、八〇〇円
四、六二二、二二三円以上五、〇六一、五三九円未満のもの	一・〇〇〇		二二〇、八〇〇円
五、〇六一、五三九円以上一三、五五三、八四七円未満のもの	〇・九七四		三五二、四〇〇円
一三、五五三、八四七円以上のもの	一・〇〇〇		〇円

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第百条第三項中「四十二万円」を「四十四万円」に改める。

附則第三条の三中「起算して八年を経過する日」を「運営審議会の運営状況を勘案して政令で定める日」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「七十四万九千円」を「七十九万二千円」に改める。

第二十四条の二第一項第一号中「七十四万九千円」を「七十九万二千円」に改め、同項第二号

中「五十六万八千八百円」を「五十九万二千七百円」に改める。

第三十三条第一項中「百二十三万六千円」を「百三十二万円」に改め、同条第二項中「百二十三万六千円」を「百三十二万円」に改める。

第四十五条の三の二中「七十四万九千円」を「七十九万二千円」に改める。

別表第一中「三、三七二、八〇〇円」を「三、五八六、四〇〇円」に、「二、二八一、八〇〇円」を「二、四三〇、四〇〇円」に、「一、五八一、八〇〇円」を「一、六八六、四〇〇円」に改め、同表の備考三中「十三万二千円」を「十四万四千円」に、「九万円」を「九万六千円」に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第四条 旧令による共済組合等からの年金受給者

昭和五十七年五月十二日 参議院會議録第十七号

のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第十号中「第二條の十四」を「第二條の十五」に改める。

附則

(施行期日)等

第一條 この法律は、昭和五十七年五月一日から施行する。ただし、第二條中国公務員共済組合法第百条第三項の改正規定及び次条の規定は、同年四月一日から施行する。

2 第二條の規定による改正後の国家公務員共済組合法(次条において改正後の法という)第百条第三項の規定は、昭和五十七年四月一日から適用する。

(掛金の標準となる俸給に関する経過措置)

第二條 第二條の規定による改正後の国家公務員共済組合法第百条第三項の規定は、昭和五十七年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。

(長期に在職者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第三條 第三條の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(次項において「改正後の施行法」という。)の規定は、昭和五十七年四月三十日以前に給付事由が生じた給付についても、同年五月分以後適用する。

2 昭和五十七年六月三十日以前に給付事由が生じた国家公務員共済組合法第八十一條第一項第一号又は第八十八條第一号の規定による年金について改正後の施行法第三十三條又は別表第一の規定を適用する場合には、同年五月分から同年七月分までの年金については、同条第一項中「百三十二万円」とあるのは「百二十九万九千円」と、同条第二項中「百三十二万円」とあるのは「百二十九万九千円」と、「百二十二万四千円」とあるのは「百二十万三千円」と、同表中「三、五八六、四〇〇円」とあるのは「三、五五六、四〇〇円」と改める。

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 四八四

〇円」と、「二、四三〇、四〇〇円」とあるのは「二、四〇五、四〇〇円」と、「一、六八六、四〇〇円」とあるのは「一、六六六、四〇〇円」とする。

(政令への委任)

第四條 前二條に定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

審査報告書

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案右は多数をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年五月十一日

内閣委員長 遠藤 要
参議院議長 徳永 正利殿

附則第一條の見出しを「(施行期日等)」に改め、同条中「昭和五十七年五月一日」を「公布の日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第二條の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法(次条において「改正後の法」という。)附則第六條の八の規定は、昭和五十七年五月一日から適用する。

附則第二條中「第二條の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法」を「改正後の法」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額を恩給法等の改正内容に準じて改定するとともに、退職年金等の最低保障額の引上げ等所要の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認め

るが、施行期日について所要の修正を行つた。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行により、昭和五十七年度において必要な経費は約百九十四億九千三百万円と見込まれている。

附帯決議

政府は、共済組合制度の充実に努めるため、次の事項について、なお一層努力すべきである。

一、国家公務員共済組合等及び公共企業体職員等共済組合からの既裁定年金の年金額の改定実施時期については、従来の経緯にかんがみ、恩給法の施行時期との関連につき今後引き続き検討すること。

一、遺族年金については、給付水準、遺族要件等の適正化につき更に検討を進めること。

一、共済年金の成熟度の進行に伴い、その財源措置及び制度の充実に努めること。

一、年金制度の充実のため、逐次その統合化について検討を進めるとともに、国の社会福祉に関する使命にかんがみ、各種年金制度の整合性に於いて、更に国民の合意が得られるよう十分検討すること。

右決議する。

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和五十七年四月二十三日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

実在職した期間が最短期年金年限に達している年金に限る。で、七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについては、昭和五十七年五月分以後、その額を、同項の規定により算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に定める額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短期年金年限との差年数一年につき、前項の規定により俸給とみなされた別表第一の十八の仮定俸給の額の三分の二（当該年金を受ける者が八十歳未満の者であるときは、その差年数が十三年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）に相当する額

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短期年金年限との差年数一年につき、前項の規定により俸給とみなされた別表第一の十八の仮定俸給の額の六百分の二（当該年金を受ける者が八十歳未満の者であるときは、その差年数が十三年を超える場合におけるその超える部分の年数については、六百分の一）に相当する額

3 前二項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期年金年限に達している者が昭和五十七年五月一日以後に七十歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く）、又は八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以下

後、前項の規定に準じてその額を改定する。

4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定により改定された額が当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十七年五月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額

イ 六十歳以上の者が受ける年金 七十万二千二百円

ロ 六十五歳未満の者が受ける年金 五十九万二千七百円

二 旧法の規定による廃疾年金に相当する年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに定める額

イ 六十五歳以上の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期年金年限に達しているもの 七十九万二千二百円

ロ 六十五歳以上の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のも（イに掲げる年金を除く。）又は六十五歳未満の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期年金年限に達しているもの 五十九万二千七百円

ハ 六十五歳以上の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が六年以上九年未満のもの 四十七万四千四百円

ニ イからハまでに掲げる年金以外の年金 三十九万五千五百円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 五十一万三千八百円

5 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金を受ける者である場合において、その者が昭和五十七年五月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金を受ける者である場合において、その者が昭和五十七年五月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

6 第二項から第四項までの規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合における昭和五十七年五月分以後の年金の額は、これらの規定により算定した額に、それぞれ当該各号に定める額を加えた額とする。この場合においては、第一条の九第八項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 十二万円

二 遺族である子が二人以上いる場合 二十一万円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 十二万円

7 第二項又は第四項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいないう者である場合において、その者が昭和五十七年五月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

8 第一条の十三第十五項及び第十六項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金について準用する。この場合において、同条第十五項中「第十一項各号の一」とあるのは「第一条の十五第六項各号の一」と、「第十二項の規定により第十一項第三号」とあるのは同条第七項の規定により同条第六項第三号」と、「第十一項又は第十二項」とあるのは「第一条の十五第六項又は第七項」と、同項ただし書中「第二

項、第三項又は第八項」とあるのは「同条第二項から第四項まで」と、同条第十六項中「第十一項又は第十二項の規定の適用」とあるのは「第一条の十五第六項又は第七項の規定の適用」と、「第十一項又は第十二項の規定にかかわらず」とあるのは「同条第六項又は第七項の規定にかかわらず」と読み替えるものとす。

9 第一項から第四項まで又は第六項から前項までの規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、これらの規定により改定された額（その額につき第六項又は第七項の規定の適用があり加算された額に相当する額を控除した額）が五十二万円に満たないときは、昭和五十七年八月分以後、その額を、五十二万円に改定する。

10 第六項から第八項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金について準用する。この場合において、第七項中「昭和五十七年五月一日」とあるのは、「昭和五十七年八月一日」と読み替えるものとする。

11 第一項から第三項までの規定により年金額を改定された年金のうち旧法の規定による退職年金に相当する年金で、その改定年金額の算定の基礎となつて別表第一の十八の仮定俸給が三十四万六千八百七十円以上であるものについては、昭和五十八年三月分まで、第一項から第三項までの規定による改定後の年金額とこれらの規定の適用がないものとした場合における年金額との差額の三分の一に相当する金額の支給を停止する。

第二条の十四の次に次の一条を加える。
（昭和五十七年度における旧法による障青年金等の額の改定）
第二条の十五 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十七年五月分以下

昭和五十七年五月十二日 参議院會議録第十七号

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 四八六

後、その額を、その算定の基礎となつて、別表第一の十七の仮定俸給（同条第二項において準用する第一の十四第二項又は前条第三項の規定により改定された年金）については、その改定された年金額の算定の基礎となつて、その改定された年金の額に改定する。同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十八の仮定俸給を俸給とみなし、第二項第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十八」と読み替へるものとする。

2 前項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達しているものに係る年金に限る。）で、七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについては、昭和五十七年五月分以後、第一条の十五第二項の規定に準じてその額を改定する。

3 前二項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達しているものに係る年金に限る。）については、その年金を受ける者が昭和五十七年五月一日以後に七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）又は八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第一条の十五第二項

の規定に準じてその額を改定する。

4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定により改定された額が当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十七年五月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

一 障害年金 別表第四の二十三に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、二十一万円を加えた額）

二 殉職年金 百二十万三千円

三 障害遺族年金 九十三万四千円

5 前各項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける権利を有する者が殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、これらの規定により算定した年金の額に九万六千円を加えた額を、その改定する額とする。この場合においては、第二条の九第五項の規定を準用する。

6 次の各号に掲げる年金については、前各項の規定により改定された額（その額については、前項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用がないものとした場合の額）が、当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十七年八月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

一 障害年金 別表第四の二十四に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、二十一万円を加えた額）

二 殉職年金 百二十二万四千円

三 障害遺族年金 九十五万五千円

7 前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける権利を有する者が殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、同項の規定により算定した年金の額に九万六千円を加えた額を、その改定する額とする。この場合においては、第二

条の九第五項の規定を準用する。

8 第四項又は第六項の場合において、障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族があるときは、第四項第一号又は第六項第一号に定める額に、配偶者である扶養親族については十四万四千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一万二千円（そのうち二人までは、一人につき四万二千円（配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り九万六千円）を加えた額を、それぞ

れその改定する額とする。

9 第四項又は第六項の場合において、殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養親族があるときは、第四項第二号若しくは第六項第二号に定める額に第一号に掲げる額を加えた額又は第四項第三号若しくは第六項第三号に定める額に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。

一 扶養遺族一人につき一万二千円（そのうち二人までは、一人につき四万二千円）

二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

第三條第一項中「第三條の十四」を「第三條の十五」に改める。

第三條の十四の次に次の一条を加える。

第三條の十五 昭和五十五年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、前条第一項又は第二項の規定により改定された年金額（最低保障等の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の年金額）の算定の基礎となつて、同表の俸給年額にその額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じて同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額

（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項に規定する俸給年額にその額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じて同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を同項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

3 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員（当該期間内に、昭和五十六年度における国家公務員の給与に関する法令の改正に準じ、給与準則（日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第四十三條の二十二、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第四十四條及び日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第七十二條に規定する給与準則をいう。以下同じ。）について俸給を改定するための改正が行われた場合において、当該期間内に当該改正後の給与準則（以下「新給与準則」という。）による俸給の改定措置の適用を受けない期間（以下「俸給調整期間」という。）のあつた管理職職員に該当する者（以下「俸給調整適用者」という。）に限る。）に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、

昭和五十七年五月分以後、その額を、俸給調
整期間内のその者の俸給につき新給与準則の
適用を受けていたとしたならば当該年金の額
の算定の基礎となるべき俸給年額を法第十七
条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の
規定を適用して算定した額に改定する。

4 前三項の規定により年金額を改定された年
金のうち法の規定による退職年金又は減額退
職年金で、その改定年金額の算定の基礎とな
っている俸給年額が四百六十六万二千四百円以
上であるものについては、昭和五十八年三月
分まで、前三項の規定による改定後の年金額
とこれらの規定の適用がないものとした場合
における年金額との差額の三分の一に相当す
る金額（その三分の一に相当する金額が第一
号に掲げる年金額と第二号に掲げる年金額と
の差額に相当する金額を超えるときは、その
差額に相当する金額）の支給を停止する。

一 前三項の規定による改定後の年金額
二 前三項の規定による改定後の年金額の算
定の基礎となつてゐる俸給年額が四百十六
万二千三百九十九円であるとしてこれらの
規定により年金額を改定するものとした場
合における改定後の年金額

（昭和五十七年度における法による通算退職
年金及び通算遺族年金の額の改定）

第四条の十 昭和五十五年三月三十一日以前に
法の退職をした組合員に係る法の規定による
通算退職年金（法第六十一条の第二項の規定
の適用を受けるものを除く。第三項及び第
四項において同じ。）については、昭和五十七
年五月分以後、その額を、次の各号に掲げる
金額の合算額に組合員期間の月数を乗じて得
た金額に改定する。この場合において、第二
号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額は、
前条第一項から第三項までの規定により改定
された年金額の算定の基礎となつてゐる通算

退職年金の仮定俸給の額に十二を乗じて得た
額にその額が別表第十二の上欄に掲げる俸給
年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の
中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分
に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た
額を十二で除して得た額（その額に一元未満
の端数があるときは、これを切り捨てて得た
額）とする。

一 二千五百円に一・〇七八を乗じて得た額
二 通算退職年金の仮定俸給の額の千分の十
に相当する額

2 前項の規定の適用を受ける年金（昭和五十
四年十二月三十一日以前に法の退職をした組
合員に係るものに限る。）のうち第一号に掲げ
る金額が第二号に掲げる金額に満たないもの
については、昭和五十七年五月分以後、その額
を、同項の規定により改定した額に第一号に掲
げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た
割合（その割合が百分の八十に満たないとき
は、百分の八十）を乗じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮
定俸給の額を三十で除して得た額に、組合
員期間に応じ別表第三に定める日数を乗
じて得た金額

二 前項各号に掲げる金額の合算額に、組合
員期間の月数及び退職時の年齢に応じ別表
第三の二（昭和五十五年九月三十日以前
に法の退職をした組合員については、昭和
五十二年改正前の別表第三の二）に定め
る率を乗じて得た金額

3 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三
月三十一日までの間に法の退職をした組合員
に係る法の規定による通算退職年金について
は、昭和五十七年五月分以後、その額を、当
該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項

に規定する俸給に十二を乗じて得た額にその
額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のい
ずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲
げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同
表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二
で除して得た額（その額に一元未満の端数
があるときは、これを切り捨てて得た額）を第
一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸
給の額とみなし、同項の規定に準じて算定し
た額に改定する。

4 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三
月三十一日までの間に法の退職をした組合員
（俸給調整適用者に限る。第六項において同
じ。）に係る法の規定による通算退職年金につ
いては、同年五月分以後、その額を、俸給調
整期間内のその者の俸給につき新給与準則の
適用を受けていたとしたならば当該通算退職
年金の額の算定の基礎となるべき俸給を第一
項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給
の額とみなし、同項の規定に準じて算定した
額に改定する。

5 法第六十一条の第二項の規定の適用を受
ける通算退職年金については、昭和五十七年
五月分以後、その額を、前後の退職のそれぞ
れについて前各項の規定の例により算定した
額の合算額に改定する。

6 昭和五十六年三月三十一日以前に法の退職
をした組合員及び同年四月一日から昭和五十
七年三月三十一日までの間に法の退職をした
組合員に係る法の規定による通算退職年金に
ついては、同年五月分以後、その額を、当該
通算退職年金を通算退職年金とみなして前各
項の規定によりその額を改定するものとした
場合の改定年金額の百分の五十に相当する額
に改定する。

7 第一項から第五項までの規定により年金額
を改定された年金で、その算定の基礎となつ
てゐる第一項第二号に規定する通算退職年金
の仮定俸給の額に十二を乗じて得た額が四百
十六万二千四百円以上であるものについて
は、昭和五十八年三月分まで、第一項から第
五項までの規定による改定後の年金額のうち
同号に規定する通算退職年金の仮定俸給に係
る部分の額と第一項から第五項までの規定の
適用がないものとした場合の年金額のうち前
条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮
定俸給（第三項から第五項までの規定の適用
を受ける年金（昭和五十五年四月一日以後に
法の退職をした組合員に係るものに限る。）に
あつては、当該通算退職年金の額の算定の基
礎となつてゐる俸給）に係る部分の額との差
額の三分の一に相当する金額（その三分の一
に相当する金額が第一号に掲げる年金額と第
二号に掲げる年金額との差額に相当する金額
を超えるときは、その差額に相当する金額）
の支給を停止する。

一 第一項から第五項までの規定による改定
後の年金額

二 第一項から第五項までの規定による改定
後の年金額の算定の基礎となつてゐる第一
項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸
給の額が三十四万六千八百六十六円である
として同項から第五項までの規定により年
金額を改定するものとした場合における改
定後の年金額

第七条第一項中「第二条の十四」を「第二条の
十五」に改め、同条第二項中「第四条の九」を「第
四条の十二」に改める。

別表第一の十七の次に次の一表を加える。

昭和五十七年五月十二日 参議院會議録第十七号 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 四八八

別表第一の十八(第一条の十五、第二条の十五関係)

別表第一の十七の仮定俸給		仮	定	俸	給
七二、〇八〇円	七六、〇五〇円				
七五、〇二〇	七九、一四〇				
七六、八三〇	八一、〇五〇				
七八、六六〇	八二、九八〇				
八〇、七三〇	八五、一七〇				
八三、六七〇	八八、二七〇				
八六、二一〇	九〇、九五〇				
八八、五六〇	九三、四三〇				
九一、四三〇	九六、四六〇				
九四、三二〇	九九、五〇〇				
九七、四八〇	一〇二、八四〇				
一〇〇、六七〇	一〇六、二〇〇				
一〇四、六五〇	一〇九、四一〇				
一〇七、一八〇	一一三、〇七〇				
一一〇、四六〇	一一六、四九〇				
一一三、六四〇	一二〇、八三〇				
一一六、九八〇	一二六、四五〇				
一二〇、六八〇	一二八、二二〇				
一二六、五六〇	一三三、三二〇				
一三三、〇四〇	一四〇、〇九〇				
一四〇、二一〇	一四七、五八〇				
一四三、八七〇	一五一、四一〇				
一四七、三五〇	一五五、〇五〇				
一五二、三三〇	一六〇、二五〇				
一五五、二六〇	一六三、三一〇				
一六三、七七〇	一七二、二〇〇				
一六七、九六〇	一七六、五八〇				
一七二、三八〇	一八一、二〇〇				
一八〇、八四〇	一九〇、〇五〇				
一八九、三九〇	一九八、九八〇				
一九一、六一〇	二〇一、三〇〇				
一九八、六八〇	二〇八、六八〇				
二〇八、六九〇	二一九、一五〇				
二一八、六一〇	二二九、五一〇				
二二四、七四〇	二三五、九三〇				

別表第三の十七の次に次の一表を加える。
別表第三の十八(第二条の十五関係)

別表第一の十八の下欄に掲げる仮定俸給	率
三二五、六三〇円以上のもの	一一三・〇割
二九一、四九〇円を超え三二五、六三〇円未満のもの	一一三・八割

二三〇、七二〇	二四二、一七〇
二四二、八六〇	二五四、八五〇
二五四、七三〇	二六七、二六〇
二五七、〇五〇	二六九、六八〇
二六六、二八〇	二七九、三三〇
二七七、九二〇	二九一、四九〇
二八九、五一〇	三〇三、六〇〇
三〇一、〇二〇	三一五、六三〇
三〇八、二六〇	三二三、二〇〇
三一六、〇一〇	三三一、二九〇
三三〇、九一〇	三四六、八七〇
三四五、九八〇	三六二、六二〇
三五三、五八〇	三七〇、五六〇
三六〇、七八〇	三七八、〇八〇
三七五、〇七〇	三九三、〇一〇
三八一、四四〇	三九九、六八〇
三八八、六四〇	四〇七、〇四〇
四〇一、六八〇	四二〇、〇八〇
四一五、六三〇	四三四、〇三〇
四二〇、九一〇	四三六、七四〇
四二二、五三〇	四四一、八八〇
四二九、七二〇	四四七、〇七〇
四四二、二〇〇	四六〇、〇七〇
四四四、七〇〇	四七二、二四〇
四六〇、八八〇	四七八、二七〇
四六七、二二〇	四八四、四三〇
四八一、一〇〇	四九七、九六〇
四九五、〇〇〇	五一一、五〇〇
五〇一、八五〇	五一八、一七〇
五〇八、八八〇	五二五、〇二〇

二七九、三三〇円を超え二九一、四九〇円以下のもの	二四・五割
二六九、六八〇円を超え二七九、三三〇円以下のもの	二四・八割
一九〇、〇五〇円を超え二六九、六八〇円以下のもの	二五・〇割
一八一、二〇〇円を超え一九〇、〇五〇円以下のもの	二五・五割
一六三、三二〇円を超え一八一、二〇〇円以下のもの	二六・一割
一三三、三二〇円を超え一六三、三二〇円以下のもの	二六・九割
一二八、二二〇円を超え一三三、三二〇円以下のもの	二七・四割
一九、八三〇円を超え一二八、二二〇円以下のもの	二七・八割
一六、四九〇円を超え一九、八三〇円以下のもの	二九・〇割
一一三、〇七〇円を超え一六、四九〇円以下のもの	二九・三割
九九、五〇〇円を超え一一三、〇七〇円以下のもの	二九・八割
八八、二七〇円を超え九九、五〇〇円以下のもの	三〇・二割
八五、一七〇円を超え八八、二七〇円以下のもの	三〇・九割
八二、九八〇円を超え八五、一七〇円以下のもの	三一・九割
八一、〇五〇円を超え八二、九八〇円以下のもの	三二・七割
七九、一四〇円を超え八一、〇五〇円以下のもの	三三・〇割
七六、〇五〇円を超え七九、一四〇円以下のもの	三三・四割
七六、〇五〇円のもの	三四・五割

別表第四の二十二の次に次の二表を加える。

別表第四の二十三(第二条の十五関係)

障害の等級	年	金	額
一 級		三、九二五、〇〇〇円	
二 級		三、二五六、〇〇〇円	
三 級		二、六七二、〇〇〇円	
四 級		二、一〇五、〇〇〇円	
五 級		一、七〇〇、〇〇〇円	
六 級		一、三六六、〇〇〇円	

備考 別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第四の二十四(第二条の十五関係)

障害の等級	年	金	額
一 級		三、九五五、〇〇〇円	
二 級		三、二八六、〇〇〇円	
三 級		二、六九七、〇〇〇円	

級	級	級
四	二、一三〇、〇〇〇円	
五	一、七二〇、〇〇〇円	
六	一、三八六、〇〇〇円	

備考 別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第十一の次に次の一表を加える。

別表第十二(第三条の十五、第四条の十関係)

俸 給	年	率	金	額
一、二八〇、〇〇〇円未満のもの		一・〇五五		〇円
一、二八〇、〇〇〇円以上四、六二二、二二三円未満のもの		一・〇四五	一一、八〇〇円	
四、六二二、二二三円以上五、〇六一、五三九円未満のもの		一・〇〇〇	二二〇、八〇〇円	
五、〇六一、五三九円以上二二、五五三、八四七円未満のもの		〇・九七四	三五一、四〇〇円	

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三条の二中「起算して八年を経過する」を「運営審議会の運営状況を勘案して政令で定める日」に改める。

附則第六条の八第一項中「七十四万九千円」を「七十九万二千円」に改め、同条第二項第一号中「七十四万九千円」を「七十九万二千円」に改め、同項第二号中「五十六万八千八百円」を「五十九万二千七百円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年五月一日から施行する。

(長期在職者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法附則第六条の八の規定は、昭和五十七年四月三十日以前に給付事由が発生した年金についても、同年五月分以後適用する。

和五十七年四月三十日以前に給付事由が発生した年金についても、同年五月分以後適用する。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関し必要な事項は、政令で定める。

【遠藤要君登壇 拍手】

○遠藤要君 ただいま議題となりました二法案につきましては、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

共済関係二法案は、すでに本国会で成立しております。恩給法等の改正内容に準じて、国家公務員共済組合及び公共企業体の各共済組合が支給する既裁定年金額及び最低保障額等を本年五月から増額するほか、所要の措置を講じようとするものであります。国家公務員の共済組合制度につきましては、このほか掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引き上げを行おうとするものであります。

昭和五十七年五月十二日 参議院會議録第十七号

なお、国家公務員共済関係法案は、衆議院におきまして施行期日の一部について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、以上二法案を一括して審査し、改定実施時期一カ月おくれの理由と来年度以降の取り扱い、共済年金制度基本問題研究会の進捗状況とその見通し、国鉄共済年金財政の現状と今後の対策及び公的年金制度の一元化問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終りましたところ、以上二法案に対して、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党・国民連合を代表して片岡理事より年金改定の実施時期である本年五月を一カ月繰り上げて四月からとする内容の修正案が、自由民主党・自由国民会議を代表して伊江理事より、施行期日のうち昭和五十七年五月一日がすでに経過しておりますため、これを公布の日に変更するとともに本年五月一日に遡及して適用することとする内容の修正案がそれぞれ提出され、その趣旨説明が行われました。

片岡理事提出の国家公務員共済関係法案に対する修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、渡辺大蔵大臣から政府としては反対である旨の発言がありました。

討論なく、採決の結果、片岡理事提出の修正案はいずれも賛成少数で否決、伊江理事提出の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数で可決され、共済関係二法案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、二法案に対し、各派共同提案に係る共済組合制度の充実を図るための四項目にわたる附帯決議が全会一致をもって行われました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これより両案を一括して採決いたします。

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案外一件
放送法等の一部を改正する法律案外一件

両案の委員長報告はいずれも修正議決報告でございます。

両案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。

よって、両案は委員長報告のとおり修正議決されました。

○副議長(秋山長造君) 日程第八 放送法等の一部を改正する法律案

日程第九 電波法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。通信委員長勝又武一君。

審査報告書

放送法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

昭和五十七年五月十一日

通信委員長 勝又 武一

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、テレビジョン多重放送を実用化するため、日本放送協会の業務にテレビジョン音声多重放送及びテレビジョン文字多重放送等を加えるとともに、協会はその業務に関連する事業を行う者に出資できることとするほか、株式を上場している放送会社等は外国人等の株式取得により放送局の免許の欠格事由に該当することとなる場合は、当該外国人等の取得した株式の名義書換えを拒むことができることとし、うとするもの等であつて、おおむね妥当な措置

と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、テレビジョン多重放送の実施に当たっては、放送の多様性、地域性を確保しうよう、第三者利用の事業主体について適切に配慮すること、また、極力、聴力障害者等のニーズにこたえる措置を講ずること。

一、日本放送協会の出資の対象範囲を定めるに当たっては、同協会の公共的性格を十分考慮し、経営の効率化、事業運営の円滑化に資するよう配慮すること。

右決議する。

放送法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年四月二十三日

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議長 徳永 正利殿

放送法等の一部を改正する法律案

放送法等の一部を改正する法律案

(放送法の一部改正)

第一条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三条」を「第五十三条の二」に改める。

第九條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号イ中「標準放送(五百二十五キロヘルツから六百五十キロヘルツまで)」を「中波放送(五百

二十六・五キロヘルツから千六百六・五キロヘルツまで」に改め、同号ロ中「こえる」を「超える」に、「ハ」を「ハ及びニ」に改め、同号に次のように加える。

ニ テレビジョン多重放送(テレビジョン

放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送をいう。以下同じ。)であつて、次に掲げるもの

(1) テレビジョン音声多重放送(テレビジョン放送の電波に重畳して、音声その他の音響を送る放送をいう。)

(2) テレビジョン文字多重放送(テレビジョン放送の電波に重畳して、文字、図形又は信号を送る放送をいう。)

第九條第二項中「の外」を「のほか」に、「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「の」を「の」に改め、同項第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

ハ テレビジョン多重放送を行おうとする者に放送設備を貸貸すること。

第九條第四項中「標準放送」を「中波放送」に改め、同条第七項中「第二項第九号」を「第二項第十号」に改める。

第九條の三中「有線テレビジョン放送施設者」の下に「その他協会の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者」を加える。

第四十四條に次の一項を加える。

6 協会は、テレビジョン多重放送の放送番組の編集に当たっては、同時に放送されるテレビジョン放送の放送番組の内容に関連し、かつ、その内容を豊かにし、又はその効果を高めるような放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

第四十五條の次に次の一条を加える。

(災害の場合の放送)

第四十五條の二 協会は、暴風、豪雨、洪水、

地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

第四十七条第二項に次のただし書を加える。

ただし、協会が第九條第二項第八号の業務を行う場合については、この限りでない。

第四十八條第一項中「左に」を「次に」に改め、

同項第一号中「第九條第二項第十号」を「第九條第二項第十一号」に改め、同項第二号中「附けよう」と「付けよう」とに改める。

第四十九條の二の見出しを「資料の提出等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十九條の三 郵政大臣は、テレビジョン多重放送の普及に資するため、郵政省令で定めるところにより、協会に対し、そのテレビジョン放送の放送設備をテレビジョン多重放送の用に供するための計画（放送事項、放送設備の利用主体等に関する事項を含む。）の策定及びその提出を求めることができる。

第五十一條中「及び第四十四條の二の規定は、」を「第四十四條の二及び第四十五條の二の規定は」に改め、「放送について」の下に、第四十四條第六項の規定はテレビジョン放送及びテレビジョン多重放送を行う一般放送事業者の放送番組の編集について、それぞれを加える。

第五十三條の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条中「一般放送事業者」を「一般放送事業者」に、第四十九條の三の規定はテレビジョン放送を行う一般放送事業者、それぞれに改め、第三章中同条の次に次の一条を加える。

（外国人等の取得した株式の取扱）
第五十三條の二 証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして郵政省令で定める株式を発行している会社である一般放送事業者は、その株式を取得した電波法第五

条第一項第一号から第三号までに掲げる者（以下「外国人等」という。）からその氏名及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることとなり同条第四項第二号に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載することを拒むことができる。

2 前項の一般放送事業者は、郵政省令で定めるところにより、外国人等がその議決権に占める割合を公告しなければならない。ただし、その割合が郵政省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。

（電波法の一部改正）
第二条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十三條の次に次の一条を加える。

（テレビジョン多重放送をする無線局の免許の効力）
第十三條の二 テレビジョン放送（静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送をいう。以下同じ。）をする無線局の免許がその効力を失つたときは、そのテレビジョン放送の電波に重畳してテレビジョン多重放送（テレビジョン放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送をいう。）をする無線局の免許は、その効力を失う。

（有線テレビジョン放送法の一部改正）
第三条 有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「テレビジョン放送を行なう」を「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送（放送法第九條第一項第一号に規定するテレビジョン多重放送をいう。以下同じ。）を行う」に、「テレビジョン放送を受信し」を「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信し」に改め、同条第二項中「テレビジョン放送」を「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送」に改める。

（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）
この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（公職選挙法の一部改正）
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百五十條第一項中「標準放送」を「中波放送」に改める。

「に改め、同条第二項中「テレビジョン放送」を「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送」に改める。

第十四條第一項中「テレビジョン放送」を「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送」に改め、同条第二項第二号中「テレビジョン放送」の下に「又はテレビジョン多重放送」を加え、「あわせて行なう」を「併せて行なう」に改める。

第十五條中「テレビジョン放送の再送信」を「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の再送信」に改める。

第十七條第五項中「テレビジョン多重放送」を「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送」に改める。

第二十四條第二項中「テレビジョン放送」を「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送」に改める。

第三十三條、第三十四條及び第三十五條第一項中「五万円」を「二十万円」に改める。

第三十六條中「三万円」を「十万円」に改め、同条第二号中「テレビジョン放送」の下に「又はテレビジョン多重放送」を加え、「行なつた」を「行つた」に改める。

第三十八條中「一万円」を「十万円」に改める。

附則
（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）
この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（公職選挙法の一部改正）
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百五十條第一項中「標準放送」を「中波放送」に改める。

（電波法の一部を改正する法律案）
電波法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和五十七年四月二十三日

衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

電波法の一部を改正する法律案
電波法の一部を改正する法律案
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項ただし書を次のように改める。
ただし、次の各号に掲げる無線局について

審査報告書

電波法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十七年五月十一日

参議院議長 徳永 正利殿
通信委員長 勝又 武一

要領書
一、委員会の決定の理由

本法律案は、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の発効に備えるため、船舶局の無線設備の操作を行う者の要件について所要の措置を定めるとともに、近年の国際情勢にかんがみ相互主義を前提に外国公館の無線局に免許を与えることができることとするほか、行政事務の簡素合理化と申請者の利便を図るため、市民ラジオの無線局の開設について技術基準適合性を確保した上で免許を要しないこととしようとするもの等であつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

電波法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和五十七年四月二十三日

衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

電波法の一部を改正する法律案
電波法の一部を改正する法律案
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項ただし書を次のように改める。
ただし、次の各号に掲げる無線局について

（電波法の一部を改正する法律案）
電波法の一部を改正する法律案
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項ただし書を次のように改める。
ただし、次の各号に掲げる無線局について

（電波法の一部を改正する法律案）
電波法の一部を改正する法律案
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項ただし書を次のように改める。
ただし、次の各号に掲げる無線局について

（電波法の一部を改正する法律案）
電波法の一部を改正する法律案
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項ただし書を次のように改める。
ただし、次の各号に掲げる無線局について

（電波法の一部を改正する法律案）
電波法の一部を改正する法律案
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項ただし書を次のように改める。
ただし、次の各号に掲げる無線局について

昭和五十七年五月十二日 参議院會議録第十七号

放送法等の一部を改正する法律案外一件

四九二

は、この限りでない。

一 発射する電波が著しく微弱な無線局で郵政省令で定めるもの

二 市民ラジオの無線局(二十六・九メガヘルツから二十七・ニメガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下である無線局のうち郵政省令で定めるものであつて、第三十八条の二第一項の技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用するものをいう。)

第五條第二項に次の一号を加える。

五 大使館、公使館又は領事館の公用に供する無線局(特定の固定地点間の無線通信を行うものに限り、であつて、その国内において日本国政府又はその代表者が同種の無線局を開設することを認める国の政府又はその代表者の開設するもの)

第十條中「資格の下に」(第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明、第五十條第一項に規定する通信長の要件及び同条第二項に規定する航空機通信長の要件に係るものを含む。第十二条及び第七十三条において同じ。))を加える。

第十二條の見出し中「附与を」を「付与」に改め、同条中「且つ」を「かつ」に、「第四十條」を「第三十九條、第四十條」に改める。

第三十九條中「無線従事者」の下に「(船舶局の無線設備であつて郵政省令で定めるものの操作については、第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下この条において同じ。))」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第四十八條の次に次の二條を加える。

(船舶局無線従事者証明)

第四十八條の二 第三十九條本文の郵政省令で定める船舶局の無線設備の操作を行おうとする者は、郵政大臣に申請して、船舶局無線従事者証明を受けることができる。

2 郵政大臣は、船舶局無線従事者証明を申請し

た者が、郵政省令で定める無線従事者の資格を有し、かつ、次の各号の一に該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。

一 郵政大臣が当該申請者に対して行う船舶局の無線設備の操作に関する訓練の課程を修了したとき。

二 郵政大臣が前号の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日から五年を経過していないとき。

第四十二條(第三号を除く。)の規定は、船舶局無線従事者証明に準用する。

(船舶局無線従事者証明の失効)

第四十八條の三 船舶局無線従事者証明は、当該船舶局無線従事者証明を受けた者がこれを受け、た日以降において次の各号の一に該当するときは、その効力を失う。

一 当該船舶局無線従事者証明に係る訓練の課程を修了した日から起算して五年を経過する日までの間第三十九條本文の郵政省令で定める船舶局の無線設備その他郵政省令で定める無線局の無線設備の操作の業務に従事せず、かつ、当該期間内に郵政大臣が船舶局の無線設備の操作に関する船舶局無線従事者証明を受けている者に対する訓練の課程又は郵政大臣がこれと同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しなかつたとき。

二 引き続き五年間前号の業務に従事せず、かつ、当該期間内に同号の訓練の課程を修了しなかつたとき。

三 前条第二項の無線従事者の資格を有する者でなくなつたとき。

四 第七十九條の二第一項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止され、その停止の期間が五年を超えたとき。

第四十九條中「ものの外」を「もののほか」に改

め、「実施細目」の下に「並びに船舶局無線従事者証明の申請、船舶局無線従事者証明書の交付、再交付及び返納、第四十八條の二第二項第一号及び前条第一号の郵政大臣が行う訓練の課程、第四十八條の二第二項第二号及び前条第一号の認定その他船舶局無線従事者証明の実施に関する事項」を加える。

第五十條第一項中「それぞれ」を、「それぞれに改め、掲げる無線通信士」の下に「であつて、船舶局無線従事者証明を受けているもの」を加え、同項の表中「こゝを」を「超える」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「ものの外」を「もののほか」に、「資格別員数」を「資格(船舶局無線従事者証明に係るものを含む。))との員数」に改める。

第七十九條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項(前項において準用する場合を含む。))」に、「取消」を「取消し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項(第三号を除く。)の規定は、船舶局無線従事者証明を受けている者に準用する。この場合において、同項中「免許」とあるのは、「船舶局無線従事者証明」と読み替へるものとする。

第七十九條の次に次の一條を加える。

(船舶局無線従事者証明の効力の停止)

第七十九條の二 郵政大臣は、第八十一條の二第二項の規定により書類の提出を求められた者が当該書類を提出しないときは、その船舶局無線従事者証明の効力を停止することができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止した場合において、同項の書類の提出があつたときは、速やかにその停止を解除するものとする。

3 第七十七條の規定は、第一項の規定による停止に準用する。

第八十條の前の見出しを「報告等」に改める。

第八十一條の次に次の一條を加える。

第八十一條の二 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、船舶局無線従事者証明を受けている者に対し、船舶局無線従事者証明に関し報告を求めることができる。

2 郵政大臣は、船舶局無線従事者証明を受けた者が第四十八條の三第一号又は第二号に該当する疑いのあるときは、その者に対し、郵政省令で定めるところにより、当該船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類であつて郵政省令で定めるものの提出を求めることができる。

第九十九條の十一第一項第一号中「第四條第一項ただし書」を「第四條第一項第一号及び第二号」に改め、「(試験員)」の下に「第四十八條の三第一号(船舶局無線従事者証明の失効)を加え、及び第百條第一項第二号」を並びに第百條第一項第二号に改め、同項第二号中「第七十九條第一項」の下に「(同条第二項において準用する場合を含む。))」を、「無線従事者の免許」の下に「若しくは船舶局無線従事者証明」を加える。

第百三條第一項の表中第六号の次に次のように加える。

六の二	第四十八條の二第一項の規定による船舶局無線従事者証明を申請する者	千四百円
六の三	第四十八條の二第二項第一号の郵政大臣が行う訓練を受ける者	一万円
六の四	第四十八條の三第一号の郵政大臣が行う訓練を受ける者	二千元

第百三條第一項の表第七号中「又は免許証」を「免許証又は船舶局無線従事者証明書」に改める。

第百十三條中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「第七十九條第一項」の下に「(同条第二項において準用する場合を含む。))」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五 第七十九条の二第一項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止されたのに、第三十九条本文の郵政省令で定める船舶局の無線設備の操作を行つた者

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条第一項の改正規定、第五条第二項の改正規定、第九十九条の十一第一項第一号の改正規定(第四条第一項ただし書)を「第四号第一項第一号及び第二号」に改める部分及び「及び第百条第一項第二号」を「並びに第百条第一項第二号」に改める部分に限る。並びに次項、附則第三項及び附則第八項の規定は、昭和五十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 第四条第一項の改正規定の施行の際現に免許を受けている無線局のうち、改正後の電波法(以下「新法」という。)第四条第一項第二号の郵政省令で定める無線局に該当するものの無線設備は、第四条第一項の改正規定の施行の日に、新法第三十八条の二第一項の規定による技術基準適合証明を受けたものとみなす。

3 前項の無線局の免許は、第四条第一項の改正規定の施行の日に、その効力を失う。

4 この法律の施行の際現に新法第四十八条の二第二項の無線従事者の資格を有する者は、この法律の施行の日に、同条第一項の規定による船舶局無線従事者証明を受けたものとみなす。

5 この法律の施行の際現に新法第四十八条の二第二項の無線従事者の資格の無線従事者国家試験に合格している者で当該資格の無線従事者の免許を受けていないものは、当該免許を受けた日に、同条第一項の規定による船舶局無線従事者証明を受けたものとみなす。

6 前二項の規定により船舶局無線従事者証明を受けたものとみなされた者は、この法律の施行の日から五年以内に、新法の規定による船舶局無線従事者証明書の交付を申請しなければならぬ。

7 附則第四項又は附則第五項の規定により船舶局無線従事者証明を受けたものとみなされた者がこの法律の施行の日から五月以内に前項の規定により申請をしないときは、当該期間の満了によつて、その船舶局無線従事者証明は、その効力を失う。

8 第四条第一項の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 郵政省設置法の一部改正(郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号の十一中「与えること」の下に「並びに船舶に開設する無線局の無線従事者に関する証明(これに附帯する訓練を含む。)」を行ふこと」を加える。

第十條の三第一項第九号中「免許」の下に「並びに船舶に開設する無線局の無線従事者に関する証明(これに附帯する訓練を含む。)」を加える。

(勝又武一君登壇、拍手)

○勝又武一君 ただいま議題となりました二法案

につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、放送法等の一部を改正する法律案は、国民の多様な情報に対する要望にこたえてテレビジョン多重放送を実用化するため、日本放送協会の業務にテレビジョン音声多重放送及びテレビジョン文字多重放送等を加えるとともに、協会はその業務に密接に関連する事業を行う者に出資できることとするほか、外国人等により放送会社の株式取得の結果、当該放送局の免許が取り消されるところという不測の事態を防ぐため、株式を上場している放送会社等は、外国人等の株式取得により放送局の免許の欠格事由に該当することとなるときは、当該外国人等の取得した株式の名義書きかえを拒むことができることとする等所要の措置を講じようとするものであります。

次に、電波法の一部を改正する法律案は、一九七八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の発効に備えるため、一定の船舶局の無線設備の操作については、船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者でなければ行つてはならないこと等とするともに、わが国の在外公館に無線局設置の道を開くため、相互主義を前提に在日外国公館に無線局の設置を認めることとするほか、行政事務の簡素合理化と国民の利便を図るため、市民ラジオの無線局の開設については、技術基準適合性を確保した上で免許を要しないこととする等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上二法案を便宜一括して審査し、マスコミの集中排除等多重放送の実施方針、文字多重放送に関する標準方式、放送会

社の外国人等の持ち株制限、外国公館の無線局開設の監理方針、災害放送の義務化をめぐる問題等について質疑が行われました。

質疑を終わって、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して佐藤委員より放送法等の一部を改正する法律案に反対の旨の発言があり、次いで、順次採決の結果、放送法等の一部を改正する法律案は多数、電波法の一部を改正する法律案は全会一致をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、放送法等の一部を改正する法律案に対し、前田理事より、テレビジョン多重放送の実施に当たっては、放送の多様性、地域性を確保し得るよう、第三者利用の事業主体について適切に配慮することなど二項目から成る各派共同提案の附帯決議案が提出され、全会一致をもって当委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋山長道君) これより採決をいたします。

まず、放送法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(秋山長道君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

次に、電波法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(秋山長道君) 総員起立と認めます。

昭和五十七年五月十二日 参議院会議録第十七号

農用地開発公団法の一部を改正する法律案

四九四

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(秋山長造君) 日程第一〇 農用地開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長坂元親男君。

審査報告書

農用地開発公団法の一部を改正する法律案右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十七年五月十一日

農林水産委員長 坂元 親男

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、海外農業開発の円滑な推進を図るため、農用地開発公団が国際協力事業団等の委託に基づいて海外農業開発に関する調査その他の業務を行うことができるよう所要の規定を整備しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費として、海外農業開発調査費一億三千五百八十八万円が昭和五十七年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は、海外農業開発協力の重要性にかんがみ、本法施行に当たつては、次の事項の実現に適切な措置を講ずべきである。

一、政府開発援助における農業分野の協力を一層拡充するとともに、協力の実施に当たつては、我が国の農業技術を広く活用し、相手国の要請に即したものであるよう自主性の尊重に十分留意すること。

また、熱帯地域等の農業に関する試験・研究の促進に努めること。

二、公団の海外農業開発協力業務については、国際協力事業団と密接な連携を保ちつつ、その円滑かつ効率的な実施が図られるよう、人材の養成等必要な業務体制の整備に努めるとともに、当該業務に従事する職員の勤務条件等が従来業務に比し不利益となることのないよう配慮すること。

三、農畜産物濃密生産団地建設事業については、食料自給力の向上と畜産業の健全な発展に寄与している実情にかんがみ、今後ともその促進に努めること。

右決議する。

農用地開発公団法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
昭和五十七年四月二十三日
衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

農用地開発公団法の一部を改正する法律案

農用地開発公団法の一部を改正する法律案

農用地開発公団法(昭和四十九年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条の二 公団は、前条の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。

一 国際協力事業団その他政令で定める者の委託に基づき、農林水産大臣の認可を受けて、開発途上にある海外の地域における農業開発(次号において「海外農業開発」という。)に関する調査その他の業務(国際協力事業団以外の者の委託に基づく場合にあつては、政令で定めるものに限る。)を行うこと。

二 前号の業務に関連して必要な海外農業開発に関する情報の収集及び整備を行うこと。

第二十條第一項中「前条」を「第十九条」に改める。

第二十六條第一項中「又は同条第三項」を「同条第三項」に改め、「譲渡」に関する業務の下に「又は第十九条の二の業務」を加える。

第四十五條第一号中「第十九条第二項」の下に「第十九条の二第一号」を加える。

第四十七條中「三万円」を「十万円」に改める。

第四十八條中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「第十九条」の下に「第十九条の二」を加える。

第四十九條中「二万円」を「五万円」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔坂元親男君登壇、拍手〕

○坂元親男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法は、複雑かつ大規模化する最近の海外農業開発の円滑な推進を図るため、農用地開発公団が国際協力事業団等の委託に基づいて海外農業開発に関する調査その他の業務を行うことができよう所要の規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、わが国の経済協力の現状と今後の見通し、国際社会における海外農業協力の位置づけ、農用地開発公団に新たに海外農業開発調査等の業務を創設する理由及びその業務に対応する組織、職員等のあり方、農業基盤整備事業の実態、土地改良長期計画の進捗状況等について質疑がなされました。

質疑を終わし、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して下田京子委員から本法案に対し反対する旨の討論があり、採決の結果、本法案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、第二院クラブ各会派共同提案による海外農業協力事業の推進と農用地開発公団の行う業務の一層の充実を内容とする附帯決議を行いました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十三分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 徳永 正利君	副議長 秋山 長造君	鶴岡 洋君	中野 鉄造君	大川 清幸君	渡部 通子君	高木健太郎君	小西 博行君	桑名 義治君	中野 明君	三木 忠雄君	中村 鋭一君	伊藤 郁男君	大坪健一郎君	塩出 啓典君	太田 淳夫君	原田 立君	宮崎 正義君	柳澤 鍊造君	前田 勲男君	岩上 二郎君	藤原 房雄君	峯山 昭範君	黒柳 明君	三治 重信君	柄谷 道一君	坂元 親男君	矢追 秀彦君	鈴木 一弘君	柏原 ヤス君
-----------	------------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

栗林 卓司君	木島 則夫君	中村 慎二君	志村 愛子君	二宮 文造君	多田 省吾君	小平 芳平君	白木義一郎君	中尾 辰義君	藤井 恒男君	田淵 哲也君	安井 謙君	大石 武一君	青島 幸男君	江田 五月君	森田 重郎君	秦 豊君	田 英夫君	野末 陳平君	三浦 八水君	松尾 官平君	井上 孝君	板垣 正君	岩本 政光君	山本 富雄君	谷川 寛三君	円山 雅也君	堀江 正夫君	降矢 敬義君	降矢 敬雄君	福島 茂夫君	下条進一郎君	戸塚 進也君	平井 卓志君	林 道君	安孫子藤吉君	井上 吉夫君	遠藤 要君	長谷川 信君	細川 護熙君	河本嘉久蔵君	金井 元彦君	片山 正英君	鳩崎 均君	稲嶺 一郎君	中西 一郎君	中村 太郎君	那 祐一君	松垣徳太郎君	塚田十一郎君	田中 正巳君	熊谷太三郎君	白井 莊一君	源田 実君	安田 隆明君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	------	-------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------

藤田 正明君	北 修二君	田原 武雄君	成相 善十君	林 寛子君	宮澤 弘君	杉山 令肇君	藤井 孝男君	村上 正邦君	松浦 功君	森山 眞弓君	田代由紀男君	井上 裕君	江島 淳君	大木 浩君	堀内 俊夫君	岡部 三郎君	遠藤 政夫君	野呂田芳成君	高平 公友君	中村 啓一君	高橋 圭三君	鈴木 正一君	大島 友治君	亀井 久興君	岡田 広君	上條 勝久君	斎藤栄三郎君	坂野 重信君	夏目 忠雄君	山東 昭子君	梶木 又三君	斎藤 十朗君	古賀雷四郎君	小林 国司君	山崎 竜男君	楠 正俊君	山内 一郎君	加藤 武徳君	藏内 修治君	小澤 太郎君	増岡 康治君	植木 光教君	美濃部亮吉君	真鍋 賢二君	山田耕三郎君	中山 千夏君	福田 宏一君	仲川 幸男君	名尾 良孝君	内藤 健君
--------	-------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

梶原 清君	川原新次郎君	関口 恵造君	田沢 智治君	村沢 牧君	熊谷 弘君	亀長 友義君	金丸 三郎君	衛藤征士郎君	岩崎 純三君	伊江 朝雄君	後藤 正夫君	丸谷 金保君	秦野 章君	鳩山威一郎君	宮田 輝君	森下 泰君	佐々木 満君	目黒今朝次郎君	寺田 熊雄君	石本 茂君	鈴木 省吾君	土屋 義彦君	村田 秀三君	野田 哲君	初村滝一郎君	世耕 政隆君	岩動 道行君	玉置 和郎君	対馬 孝且君	小谷 守君	本岡 昭次君	鈴木 和美君	山田 謙君	坂倉 藤吾君	下田 京子君	佐藤 三吾君	松前 達郎君	高杉 勉忠君	勝又 武一君	安恒 良一君	吉田 正雄君	安武 洋子君	佐藤 昭夫君	志苦 裕君	矢田部 理君	粕谷 照美君	福岡 知之君	查脱タケ子君	山中 郁子君	片岡 勝治君	宮之原貞光君	和田 静夫君	松本 英一君
-------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	-------	--------	---------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

昭和五十七年五月十二日 参議院會議録第十七号 議長の報告事項

四九六

竹田 四郎君 山崎 昇君 立木 洋君 神谷信之助君 小山 一平君 小野 明君 川村 清一君 田中寿美子君 戸叶 武君 小笠原貞子君 市川 正一君 瀬谷 英行君 青木 新次君 赤桐 操君 小柳 勇君 阿具根 登君 藤田 進君 八百板 正君 上田耕一郎君	委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 地方行政委員 辞任 宮澤 弘君 補欠 江藤 智君 法務委員 辞任 山中 郁子君 補欠 宮本 顯治君 外務委員 辞任 江藤 智君 補欠 宮澤 弘君 大蔵委員 辞任 青木 新次君 補欠 和田 静夫君 社会労働委員 辞任 村沢 牧君 補欠 赤桐 操君 農林水産委員 辞任 高杉 勉忠君 補欠 対馬 孝且君 農工委員 辞任 赤桐 操君 補欠 村沢 牧君 運輸委員 辞任 対馬 孝且君 補欠 高杉 勉忠君 大木 正吾君 補欠 村田 秀三君 通信委員 和田 静夫君 補欠 青木 新次君	建設委員 辞任 宮本 顯治君 補欠 山中 郁子君 村田 秀三君 補欠 大木 正吾君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 公職選挙法改正に関する特別委員 辞任 斎藤栄三郎君 補欠 高木 正明君 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 科学技術振興対策特別委員会 理事 塩田 啓典君 (太田淳夫君の補欠) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 刑事施設法案(閣法第八〇号) 留置施設法案(閣法第八一号) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を内閣委員会に付託した。 行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案(閣法第七二号) 同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。 治山治水緊急措置法の二部を改正する法律案 同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。 離島振興法の一部を改正する法律案	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案 漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 北西太平洋における千九百八十二年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件 同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。 北西太平洋における千九百八十二年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 離島振興法の一部を改正する法律 昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律 漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律 同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。 昭和五十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十三年度政府関係機関決算書
---	--	--	--

議長の報告事項

去る四月二十八日議長において、次のとおり常任

政府委員

運輸省自動車局長 飯島 篤君

国務大臣(行政官) 中曾根康弘君

自治大臣(国家公安委員会委員長) 世耕 政隆君

郵政大臣 箕輪 登君

農林水産大臣 田澤 吉郎君

大蔵大臣 渡辺美智雄君

内閣総理大臣

鈴木 善幸君

外務大臣臨時代理 宮澤 喜一君

大蔵大臣 渡辺美智雄君

農林水産大臣 田澤 吉郎君

郵政大臣 箕輪 登君

自治大臣(国家公安委員会委員長) 世耕 政隆君

国務大臣(行政官) 中曾根康弘君

運輸省自動車局長 飯島 篤君

昭和五十三年年度国有財産増減及び現在額計算書

昭和五十三年年度国有財産無償貸付状況総計算書
去る四月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

田 英夫君

補欠

宇都宮徳馬君

運輸委員

辞任

宇都宮徳馬君

補欠

田 英夫君

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

公衆浴場法の一部を改正する法律案(田中寿美子君外七名発議)

雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案(田中寿美子君外二名発議)

市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業に係る国の補助に関する法律案(対馬孝且君外一名発議)

去る一日スタンコ・トドロフ・ブルガリア人民共和国人民議会議長より本院議長宛、次の祝電を接受した。

ブルガリア人民共和国人民議會を代表して、また私自身、日本国民の祝日に際し、衷心より御祝辞を申し上げます。

私は、この祝賀の機会に、ブルガリア・日本両国国会間の友好関係が両国民の繁栄のため、さ

昭和五十七年五月十二日 参議院會議録第十七号

議長の報告事項

らには世界平和と安全のために、引続き貢献していくものとの確信を表明するものであります。

閣下に対し最高の敬意を表します。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
通商産業大臣官房会計課長	浜岡 平一君	通商産業大臣官房	昭五七・四・三

去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

山田 譲君

補欠

村沢 牧君

法務委員

辞任

宮本 顯治君

補欠

山中 郁子君

農林水産委員

辞任

村沢 牧君

補欠

山田 譲君

通信委員

辞任

山中 郁子君

補欠

宮本 顯治君

予算委員

辞任

山田 譲君

補欠

瀬谷 英行君

決算委員

辞任

瀬谷 英行君

補欠

山田 譲君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

武器その他の軍用機器の輸出等の禁止に関する法律案(渡辺貢君外二名提出)(衆第一九号)

大企業者等の小売業の事業活動の規制に関する法律案(小林政子君外二名提出)(衆第二〇号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案(北側義一君外二名提出)(衆第二三三号)

商工委員会に付託

地域交通整備法案(井岡大治君外五名提出)(衆第二二号)

交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案(井岡大治君外五名提出)(衆第二二号)

同日ホルスト・ジンダーマン・ドイツ民主共和国人民議会議長より本院議長宛、次の祝電を接受した。

日本の国民の祝日に際し、閣下の御健康と御幸福を祈念し、心から御挨拶を申し上げます。

私は、ドイツ民主共和国人民議會と日本国参議院の友好関係がより一層緊密となり、また今後、平和の推進、国際緊張の緩和に貢献することと確信しております。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日議長は、日本の国民の祝日に際しての祝電に対し、スタンコ・トドロフ・ブルガリア人民共和国人民議会議長、ホルスト・ジンダーマン・ドイツ民主共和国人民議会議長宛、それぞれ次の謝電を発送した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
行政管理局長	品川 卯一君	中国四国管区行政監察局長	昭五七・五・二

去る七日内閣から、観光基本法第五條の規定に基づき昭和五十六年度観光の状況に関する年次報告及び昭和五十七年度において講じようとする観光政策についての文書を受領した。

同日議長は、日本の国民の祝日に際しての祝電に対し、スタンコ・トドロフ・ブルガリア人民共和国人民議会議長、ホルスト・ジンダーマン・ドイツ民主共和国人民議会議長宛、それぞれ次の謝電を発送した。

日本の国民の祝日に際し御懇篤なる祝電をいただき深謝申し上げます、あわせて貴国の御繁栄と両国の友好関係の一層の発展を祈ります。

去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

村沢 牧君

補欠

山田 譲君

農林水産委員

辞任

村沢 牧君

補欠

山田 譲君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任

昭和五十七年五月十二日 参議院會議録第十七号 議長の報告事項

を許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する特別委員

高木 正明君 補欠 斎藤栄三郎君

一昨十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

山田 譲君 補欠 増岡 康治君 村沢 牧君

文教委員 山田 譲君 補欠 増岡 康治君 村沢 牧君

社会労働委員

増岡 康治君 補欠 玉置 和郎君 宮本 顯治君

農林水産委員 佐藤 昭夫君 補欠 玉置 和郎君 宮本 顯治君

農工委員

村沢 牧君 補欠 山田 譲君

通信委員

高杉 勉忠君 補欠 対馬 孝且君

宮本 顯治君 補欠 佐藤 昭夫君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

地方行政委員会

理事 山田 譲君 (山田譲君の補欠)

昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

山田 譲君 補欠 岩本 政光君

地方行政委員

増岡 康治君 補欠 関口 恵造君

国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの
国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

江藤 智君 補欠 藤井 孝男君 鈴木 和美君 山田 譲君 堀出 啓典君

志苦 裕君 補欠 山田 譲君

村沢 牧君 補欠 堀出 啓典君

法務委員

山中 郁子君 補欠 宮本 顯治君

大蔵委員

藤井 孝男君 補欠 江藤 智君 志苦 裕君 和泉 照雄君

鈴木 和美君 補欠 和泉 照雄君

堀出 啓典君 補欠 和泉 照雄君

文教委員 宮本 顯治君 補欠 大森 昭君 佐藤 昭夫君

農林水産委員

山田 譲君 補欠 村沢 牧君

農工委員

岩本 政光君 補欠 松垣徳太郎君

通信委員

大森 昭君 補欠 本岡 昭次君 山中 郁子君

予算委員

関口 恵造君 補欠 堀木 又三君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

地方行政委員会

理事 山田 譲君 (山田譲君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する特別措置法案(小柳勇君外三名発議)(参第六号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

航空事故調査委員会設置法の解釈と運用の実態に関する質問主意書(案豊君提出)

「予算の空白」に関する質問主意書(田代富士男君提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員鈴木一弘君提出租税負担の不公平是

正についての政府の基本的な考え方に関する質問に対する答弁書

同日委員長から次の報告書が提出された。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(関法第三十七号)審査報告書

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(関法第五十九号)審査報告書

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する法律及び公共企業体職員等の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(関法第六十四号)審査報告書

放送法等の一部を改正する法律案(関法第五十二号)審査報告書

電波法の一部を改正する法律案(関法第七十四号)審査報告書

農用地開発公団法の一部を改正する法律案(関法第三十二号)審査報告書

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(関法第二十二号)審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(関法第一四号)審査報告書

南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法

律案(閣法第六〇号)審査報告書

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案(閣法第四四号)審査報告書

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による昭和五十六年度第三・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

同日内閣から、災害対策基本法第九條の規定に基づく昭和五十五年度において防災に関してとつた措置の概況及び昭和五十七年度において実施すべき防災に関する計画の報告を受領した。

同日内閣から、首都圏整備法第三十條の二の規定に基づく昭和五十六年度首都圏整備に関する年次報告を受領した。

租税負担の不公平は正についての政府の基本的な考え方に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和五十七年四月二十日

鈴木 一弘

参議院議長 徳永 正利殿

租税負担の不公平は正についての政府の基本的な考え方に関する質問主意書

臨時行政調査会の第一次答申において、制度・

昭和五十七年五月十二日 参議院会議録第十七号

質問主意書及び答弁書

執行面における税負担の公平確保の必要性が「緊急に取り組むべき改革方策」としてとりあげられているが、このような指摘を受けるまでもなく、政府においては、不公平税制の是正は財政再建に比肩する最重要の課題としての認識が必要であり、その実現にまい進すべきである。

税負担公平の確保なくしては、財政民主主義の達成は不可能であり、財政再建の実現も期待し得ないからである。

しかしながら、国民からの強い要請を受けてきた利子・配当所得についての課税制度の是正、所得捕捉の不均衡による税負担の不公平は正についての最近における政府の対応ならびに一部政党の政治的な動きについては、疑問を抱かざるを得ない。

よつて、グリーンカード制実施をめぐる問題及び所得捕捉の不均衡による税負担の是正に関し、以下の諸点について質問する。

一 利子・配当所得についての課税の適正化の手段の一つとして、昭和五十五年度の税制改正により、グリーンカード制度の導入が行われ、五十九年一月からの実施が既定の事実となつているにもかかわらず、最近、にわかにこれを延期し、廃止に追い込もうとする動きが活発化している。

一方、大蔵大臣はグリーンカード制度実施は予定通りだとしながらも、実施と同時に高所得層の税負担緩和のための税率改正とか、分離課

税の存続もあり得るとの意向を表明している。

(1) グリーンカード制導入のそもその目的は、少額非課税貯蓄適用の適正化を図るとともに、課税貯蓄についての利子・配当所得の総合課税化を実現し、分離課税によつて税負担が不当に軽減されていることを是正し、税負担の公平を期することにあつたはずであるが、改めてグリーンカード制導入の目的について示されたい。

(2) 自民党などを中心とするグリーンカード制実施延期の動きについて、政府としてはその理由をどのようにとらえ、またどう評価しているか。

(3) 金及びゼロクーポン債の販売高増加の現象が、グリーンカード制実施延期論の根拠の一つとなつていようであるが、昭和五十六年中の個人の金融資産増加額は三十五兆二千八百七十九億円であり、五十六年末の個人金融資産残高は三百三十八兆円に達している。

このわが国の個人金融資産に占める金及びゼロクーポン債への資金の流れについての実態把握の状況と、我が国の経済に及ぼす影響をどうみているか。

(4) ゼロクーポン債購入者が満期前に売却した際のキャピタル・ゲインに課税する方法が検討中であるというが、適正な執行を確保し得る具体的な課税方法を示されたい。

(5) グリーンカード制度の導入を決定した五十

五年度の税制改正の時点では、現行の所得税率を前提として、総合課税化による利子・配当所得の課税の適正化を図らうとするものであつた。

ところが最近、大蔵大臣は高所得層のみの負担軽減を図るための税率改正を行い、累進構造を緩和することがグリーンカード制実施の前提であるかのような発言をしている。

マル優等の非課税貯蓄を不当に利用していたものが総合課税化されることにより、正当な課税を受けるようにすることは当然であり、また、分離課税で低率(三十五パーセント)の課税で済んでいたものを、担税力に応じて適切な税率で課税されるようにすることもまた当然であろうと考えるがどうか。

(6) また、グリーンカード制実施に伴い、たんに高所得層に適用される税率の緩和のみを実施すれば、五年間も所得税の課税最低限が据え置かれ、実質増税を強いられている低・中所得層の税負担に対する不公平感が拡大することは必至である。

従つて、所得税体系の見直しについては、かねてよりわれわれが要求してきた所得税減税の実施も含めて全般的に行うべきと考えられるがどうか。

(7) 所得税法第八十九條に定める税率のうち、三十四パーセント以上の各限界税率適用者の現況について伺いたい。

昭和五十七年五月十二日 参議院會議録第十七号 質問主意書及び答弁書

(8) グリーンカード制を実施しても、分離課税

制度を存続させるならば、本制度は単にマル優等の非課税貯蓄の本人確認と、限度額管理が従来より厳格に行われるにとどまり、課税貯蓄の利子や配当所得についての税負担の不公平はそのままに放置されることになる。

グリーンカード制実施とともに分離課税制度が廃止され、総合課税化が実現されることをここで確認したいがどうか。

所得捕提率の格差によるいわゆるクロソンの実態は、以前から社会通念として定着し、その是正が叫ばれてきた。

然るに政府は、その是正策を講じることなく今日に至っているのであるが、その実態を明らかにすべきだとする国会の要請を受けて、国税庁は本年二月、調査報告を提出した。

しかし、この報告「税の執行に関する実態調査について」は、所得税及び住民税についての申告の状況について調査したものであり、所得捕提率の格差の実態を明らかにするものではない。

(1) 税制は、課税客体を明確にし、課税標準について正確な捕提が行われなくては税負担の公平化もあり得ない。また、税負担の不公平は国民相互間の信頼を損ね、不信感を生じさせ助長することになりかねない。

従つて政府は、クロソンという社会通念が事実であるかどうかについて、国民の納得す

る綿密な調査を改めて実施する責務があると思うがどうか。

(2) この種の調査を課税当局が行うことは、税務執行について自己評価することにもなり、客観的な調査結果を得ることは期待し難い面もある。

問題の重要性にかんがみ、権威ある第三者機関による調査が必要だと考えるがどうか。

三 租税負担の不公平は正については、グリーンカード制度の導入、所得捕提率の格差解消のみならず、租税特別措置の改廃など実施すべきことが多くある。

とくに、その最たるものは五年間の課税最低限の据え置きによる実質増税が、とりわけ給与所得者に厳しいことである。

従つて、不公平は正の一環として、給与所得控除の引き上げ、二分二乗方式の採用なども含めて検討し、所得税減税を早急に実施すべきと考えざるがどうか。

昭和五十七年五月十一日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員鈴木一弘君提出租税負担の不公平は正についての政府の基本的な考え方に関する質問について、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木一弘君提出租税負担の不公平は正についての政府の基本的な考え方に関する質問に対する答弁書

一について

(1) 少額貯蓄等利用者カード制度は、郵便貯金及び少額預金の利子所得等の非課税制度（少額公債の利子の非課税制度を含む。）の公正な運営と利子所得、配当所得等の適正な課税の確保等に資するため導入するものであり、その趣旨は、所得税法第十一条の二第一項に定められているところである。

(2) 少額貯蓄等利用者カード制度をめぐる最近の批判、論評等については、本制度の趣旨等につき十分な理解を得ていないことによるものもあると考えられるので、政府としては、本制度の趣旨及びその細目について国民の理解を得るよう今後ともその周知に努めてまいりたい。

なお、少額貯蓄等利用者カード制度は、既に法律によつて昭和五十八年一月一日から発足することが定められており、これを実施する準備をしているところである。

(3) 最近一年間の産業用を含めた非貨幣用金（塊、片、粒）の輸入金額は、約五千億円（昭和五十六年）であり、また、ゼロクーポン債の国内販売量は、約二千六百億円（昭和五十六年度）である。我が国の個人金融資産の大きさ及びその増加額に対する両者の割合は

小さく、国内経済に大きな影響があるとは考えていない。

(4) ゼロクーポン債は、外国証券取引口座を通じて取引されており、その償還差益は、所得税法上、雑所得等として総合課税されることになっているが、今後の取引等の状況によつては、償還差益に対する支払調書の提出、中途売却による譲渡益に対する課税等について適切な措置を講ずることも考えている。

(5) 所得税の最高税率の在り方については、従来から課税標準の総合の程度とも関連して考えられてきたところであり、昭和五十五年十一月の税制調査会の「財政体質を改善するために税制上とるべき方策についての答申」においても、利子・配当所得の総合課税への移行等租税特別措置の整理合理化の実現による課税標準の拡大等を踏まえつつ、検討を加えることが必要であるとされているところである。所得税の税率構造については、この答申を踏まえ、今後、個人所得課税の負担水準の在り方等の問題として検討してまいりたい。

(6) 所得税減税の問題については、衆議院大蔵委員会に設置された「減税問題に関する特別小委員会」において、減税の財源対策を含む税制全体の在り方について、中長期的な観点に立つて、検討されることになっており、政府としても、その審議の状況等を踏まえつつ、幅広い観点から検討してまいりたい。

(7) 所得税の各限界税率適用納税者数は把握していないが、所得税の納税者全体に占める三十四パーセント超の所得税率の適用される者の割合を税務統計等から種々の仮定の下に推計すれば、一パーセント強と見込まれる。

(8) 昭和五十五年三月の所得税法の一部改正により少額貯蓄等利用者カード制度が導入され、昭和五十九年以降における利子・配当所得等の総合課税への移行が決定されているところであり、政府は、これを円滑に実施する方針である。

二について

所得の捕捉格差の問題を含め税の執行に関する問題については、先般、国税庁が実施した税の執行に関する実態調査結果及び既往の税務調査結果等により、その実態についての資料が相当に得られていると考えており、重ねて調査を実施する考えはない。

なお、所得税の調査について法令上の調査権限を有しない第三者機関による調査に、この種の問題に関する適正な調査結果を期待することは困難であると考ええる。

三について

所得税減税の問題については、一についての(6)において述べたところである。

昭和五十七年五月十二日 参議院會議録第十七号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五三 四二(大代)
〒 105

定価一部
三三〇円